

GE129

47



78W40104



0000653000



0000653-000

GE129-47

朝鮮現勢の考察

井上蘇人・著

朝鮮経世時報社

1927. 12

AAB

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法
第67条の規定に基づき、平成12年5月15日
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです



朝鮮現勢の考察

井上蘇人著

GE129
47



302.21

78W40104

序にかへて

朝鮮に關する各種の著書が、而も朝鮮に在住する者の手に依つて公刊さるゝ、ここが多くなつたことは、種々な意味に於て、朝鮮に關する理解又は批判の向上に歸着するに相違ないから、其の乏しきに優ることは勿論である。

併し乍ら、今日まで既刊物の多くを通覽した自分一個の感じを卒直に述べれば、餘りに徴古的な研究に失して一般向きがしなかつたり、然らざれば硬くるしい理論に走つて居るが爲に無味乾燥である。或は朝鮮に於ける時事問題に對する批判………而も飽くまで創見に富んだものが乏しいことをつく

序にかへて

づく感ずるのであつて、もう少しは自由人として、その時々
の問題に對する忌憚なき批判とか、乃至は感想と云つた風な
ものを卒直に發表したものがあつて欲しいと思つて居た譯で
ある。必ずしも一世の先覺者といはれ、指導者と稱せらるゝ
者でなくとも、相當に理解ある問題に對して、總べての拘束
情實から超脱して、何等捉はるゝところなく、自由、卒直な
論評を下すものならば、必ずやそこに萬人の首肯を共通にす
る、啓明性とも稱すべき合理點を發見するに相違ない。その
意味からすると、所謂素人論なるものも一概に斥くる譯には
ゆかぬのである。素人が素人としての卒直な印象批判には、

ごきに専門家が把握し得ない眞理にタツチするところがあるも
のである。たゞ戒むべきは素人の専門家振つた一知半解の議
論であらう。

然らば自分の書いた論評の類に、そうした意味の貴重さが
多く發見さるゝか、と尋ねられると内心忸怩たるものがある
が、朝鮮に來つて操觚に従事すること久しい自分が、全く自
由な立場から、忙中に閑を竊みて筆にしたものは、期せずして
相當の量に達したので、これをその儘にして置くのは何ごな
く心惜く思はれ、また自分の論評を公にして、廣く江湖の叱
正を乞ふところを却つて評論を敢てする者の眞正なる態度で

あるご確信し、茲に上梓したる所以である。

随つて、其の論評の可否ご巧拙は第二ごして、本書に收むるところのものには悉く著者……私の眞實の叫びであり、告白である。此の點は、巷間稍々もすれば表題に大言壯辭を掲げ、其の内容たるやありふれたる調査資料を焼直したるが如き類の夫れごは、創意の點に至つて雲泥の相違あることを斷言して憚らぬのである。

終りに改めて自分の「卒直なる叫び」ご「自由なる論評」に對して一讀を煩はし叱正をたまはらんことを乞ふ。

京城、朝鮮神宮下、御成町の寓居にて 井上蘇人識

編纂について

著者より

本書の公刊を思ひ立つた最初には、政治、經濟、教育、産業、思想其他を分類して編纂する筈であつたが、それは餘りに劃一的であり、私の所謂「自由なる論評」を隨時的に敢てしたものとては、却つて無造作にならべて置いた方が、讀む人にも興味あることと思つて、各般の項目を雜然たるまゝに編纂した譯である。ために一見、甚だ無技巧且つ無關心のやうではあるが、この點著者の意を諒として頂きたい。

朝鮮現勢の考察 目次

齋藤總督の在任滿八年……………	一
文化政策の考案者水野政務總監……………	一三
文化政策の信奉者たる有吉政務總監……………	二二
黨籍離脱の下岡政務總監……………	三三
湯淺總監就任前後の經緯……………	四七
金融組合に對する考察……………	五七
範とすべき農業金融制度……………	七一
勞銀の資金化と割増付小額債券發行論……………	八三
朝鮮に於ける無盡業の將來……………	八九

商業會議所の改善問題……………九五

販路調査會の設立論と商品陳列所問題……………一〇一

東京に國立朝鮮博物館を設立せよ……………一〇七

鮮銀發券權回收論と批判す……………一二三

滿蒙中央銀行論の不純論據……………一二九

滿蒙特殊銀行設立論の當否……………一二五

新二宮主義を朝鮮に提唱す……………一三一

舊慣の尊重と其の調査……………一三七

教育問題への聰明なる考慮……………一四七

朝鮮思想界管見……………一五五

國境警備論提唱の變遷……………一六一

漁業權整理論と其の必要……………一六七

朝鮮鐵道直營の裏面觀……………一七五

海上興業の新標語と朝鮮……………一九一

土地改良事業進捗の鎖鍵……………一九九

水利組合の將來と朝鮮の農業……………二〇七

小作立法の緊急なる所以……………二二三

朝鮮金融體系の整備に就て……………二三一

朝鮮と拓殖省設置問題……………二三五

朝鮮に於ける鐵道事業……………二四五

朝鮮農家の副業と價值……………二五三

朝鮮殖産銀行の還元論を批判す……………二六一

研究すべき農村電化問題……………二七二

文化政策の第二次的闡明を要す……………二八三

朝鮮の宗教政策果して如何……………二九一

在滿鮮人對策の考慮點……………二九九

鮮銀と東拓の功罪論……………三〇七

朝鮮に於ける勞働者問題……………三一九

朝鮮の女子青年團運動を評す……………三二九

資金難と高利貸の跋扈……………三三七

朝鮮の人口問題……………三四三

朝鮮の新聞紙法改正に就て……………三五五

養蠶及製絲業の前途觀……………三六三

取引所に就て研究の必要……………三七五

自治制度樹立の前提……………三八三

朝鮮水産界の前途觀……………三九二

都市計畫問題の將來……………四〇一

自作農創設金庫案の是非……………四〇九

朝鮮財界の挽回策如何……………四一九

朝鮮米の數量的價值……………四二七

朝鮮米の調節果して如何……………四三九

朝鮮と保険業の現勢……………四四九

鮮人青年の指導標準を定めよ……………四五九

燃料界と動力界の將來……………四六七

官廳現業員の待遇改善に就て……………四七七

擱筆に際して……………四八五



齋藤總督の在任滿八年

|| 人間性への側面観 ||

齋藤實子が太正八年八月朝鮮總督の印綬を帯びて就任以來、足掛け九年、滿八ヶ年の比較的長年月を閲して居る、然も在任中に内閣の更迭すること原内閣より高橋(是)内閣、加藤(友)内閣、山本(權)内閣、清浦内閣、一次加藤(高)内閣、二次同内閣、若槻内閣を経て現田中内閣に及んで居るから都合八度も内閣を更へて居る。齋藤氏自身としては、此の間に於て朝鮮統治の功によつて男爵より子爵に昇進し、壽府に開催されたる世界的第二次軍縮會議に日本の主席全權として出席し、選ばれて議長となり、其の間朝鮮には朝鮮總督臨時代理設置の官制の發布を見、若槻内閣は陸相の宇垣一成氏を推して總督代理としたが、適々政變の後に田中内閣が成立したけれども同内閣は亦、陸軍軍事參議官に同氏を補して親任官たる元職に異動なかしめ、依然として總督

朝鮮現勢の考察

代理たらしめた如き特殊の出來事があつたけれども、就任以來、滿八ケ年の今日までを回顧すれば、大體に於て吾人の觀察は、齋藤子の朝鮮總督史を飾る可き總べての閱歷、事件は、平和にして靜穩なる夫れに盡きて居る。

×

朝鮮總督として今日までの在任滿八ケ年は、英國あたりの海外領土總督の在任年數などに比ぶれば、或ひは長きものと稱し得ないかも知れぬが、植民地主腦者の椅子が比較的短命なる内閣の運命と相一致することが當然視さるゝ我邦に於ては、齋藤子の朝鮮總督としての在任滿八ケ年は實に異例と云はざるを得ぬ、強ひて同例の例を求むるとせば多少前後の事實を異にするけれども、日露戰役前に兒玉陸軍大將が比較的久しく臺灣總督の任に在つたことであらう。隨つて此の在任滿八ケ年は今日迄の所に於ても我邦としては異例なることであるが、單に在任年數の長き許りでなくして、其の間に八回も行はれた内閣の更迭に超然として居た點は、確に朝鮮總督なるものゝ椅

子を政争の外に超然性を帯ばしめる點に不知不識の間に意外の效果あらしめたものである。これは素より齋藤子の性格の然らしむる所も多大で、善意に而も強ひて稱讚の辭令を以てすれば齋藤子の人格的反映とでも云ふ可き所であらう。またそれ程迄に稱讚の辭を以てすることを躊躇するにしても、政治寧ろ政權争奪の運動に齋藤子が興味を持たざりし爲に、此の超然性と獨自性が維持されたとは斷言し得る。

×

然らば齋藤總督が中央の人物として兎角の説に上る程に認められて居なかつたかと云ふに、政變ある毎に殊に超然内閣説の擡頭する時には、一樣に齋藤朝鮮總督説が眞面目に論議さるゝ程の人物であり、尠くも山本伯の後繼者として薩派を代表すべき人物とせられて居たのである。即ち其れ程の人物であり、而も中央に乗出す可き機會は相當に多かつたにも拘はらず、嚴乎として朝鮮總督の椅子に止つたが故に、前記するが如き朝鮮總督なるものゝ超然性と獨自性を確立し得た所以に相違なく、此の點は齋

藤子としては認識せずして行はれ、偶然的の結果にしても、同子の爲に特記する必要はあらうと思ふ。其の領域の廣狹、官制上に於ける権限の程度に於ても當然相違あるとはいへ、臺灣總督と朝鮮總督の間に、國民の之に對する認識上の非常な相違のあることは、内閣の更迭する毎に臺灣總督の更迭が當然ある可きことを豫想されて種々の論評が、新聞紙上を賑はして居ることによつても略ぼ推定が出来るのである。而も夫れは臺灣統治の上に決して良好な影響を與へて居ないことを知るならば、齋藤子によつて偶然的に與へられたる朝鮮總督の獨自性乃至超越性がどの位い、良い影響を與へて居るかは、間接にも知ることが出来る譯である。

×

更に齋藤子が、朝鮮總督に就任して以來、今日まで終始一貫して與へた印象の一つには武人にして然も武人らしからざることである。

原内閣が大正八年の萬歲騷擾に直接原因して、朝鮮總督府の官制改正を行ふに當つ

て、世人の全部が萬歲騷擾の禍根たるや軍閥總督の武壓武斷主義に胚胎するものとして、新たに朝鮮總督たるものは文官たるを必須條件とするかの如く論議し、内閣としても官制改正上に其の議論をどの程度まで認容す可き乎に就ては、尠からず躊躇したのであるが、矢張り官制の明文に於ては現役陸海軍大將の主義を採り、當時齋藤子は豫備役に在つた關係からして、同子の任用を必要とするために在任中に限つて現役たることの特例を以てするに至つたので、豫備役海軍大將たる齋藤男（當時は）を朝鮮總督に起用する爲には、時の内閣は相當に苦慮した譯である。換言すれば現役海軍大將たる朝鮮總督を得ることに格別の注意を拂つたとも謂へる。

然るに齋藤子の朝鮮總督として赴任して以來、曾つて世人が武人總督に對して傳統的に持ち來つた反感、憎惡の念は全く薄らいでしまつた觀がある。善意にもせよ、惡意にもせよ齋藤總督に對する現在の一般印象は『老爺』の二字に盡きて居る。即ち善意に言へば『例の如き好々爺』また、惡意に評する者も『例の狸爺』と稱する程度に

止つて居た。尠くも過去に於て寺内總督や長谷川總督に對して強く意識づけられた『洋劍への反感』乃至は『軍服への憎惡』と云ふものを持ち得なかつたことは事實である。此の點は齋藤子が日常に於て總督としての一舉手一投足に就て細心の注意を拂つて、軍閥者流と目せらるゝことを極力避けたに相違なく、一方には勿論、同子の洗練されたる性格の反映が齋らす所でもあつた。随つて齋藤子が總督に在任する間は、尠くも朝鮮に於ては同子が現役軍人であることを前提としての文官總督の設置論を提唱する者はあり得ない。この洋劍味サイベルを脱却して居る點が、比較的に久しき在任をみた理由の重要な或る部分を成して居ることも認めざるを得ないと思ふ。

×

更に齋藤總督の在任期を通じて、發見さるゝ事實は、よく部下のために其の身の振方を心配してやると云ふことである。

往年、慶尙南道知事に九ケ年も在任した佐々木藤太郎氏が、後進の爲に途を拓く意

味に於て辭意を齋藤子に親しく漏したことがあるが、其の度に懇々と慰撫して最後に佐々木氏の辭意に固きものあるを知るや、齋藤子は……………然らば君が將來の一身上に就て考慮されて居るか……………と尋ね、佐々木氏が未だ其の點に就て何等考慮して、居ない旨を答ふるや齋藤子は……………然らば東亞勸業公司に重役として働いては如何か……………と會社入りを頻りに勸説し、東萊温泉の蓬萊館の一室で直ちに東拓の首腦者並に東亞勸業の倉知氏に宛て自ら手紙を書いて、間もなく實現した事もある。これは宛も水野練太郎氏の政務總監時代のことであつて、大小の政務悉く水野總監の手に委して總督としては何等手を觸れぬ頃であるに拘はらず、部下の一身上に就ては全く獨斷で而も其の場で種々と善後策を講ずる通りに、齋藤子が日頃から種々と考慮を拂ひつつある用意の周到振りを充分に窺知することが出来る。

其の他、河内山氏の財務局長から朝鮮火災入り、和田氏の財務局長から朝鮮商業銀行入り、矢鍋氏の黃海道知事から殖銀入り、澤田氏の慶北知事から東拓入りの總べて

が齋藤子が豫め周到なる準備を策した後、其の人物を配置したものである。世間からは勅任官の古手を押賣りするとか、天降り重役とか兎角の非難ある所以であるが、個々の人間として部下の一身に就て策することに甚だ忠實なるもので、人間の至情としては美點の發露と稱するに足りるのである。

×

更に齋藤子の人間味發露の尤も顯著な例としては、下岡政務總監が物故の前後に、時の總理大臣加藤高明子との間に取り更はされた一エピソードがある。

下岡政務總監の病再び起つ能はずと決した頃、適々東上した齋藤總督は一日、加藤總理を永田町の官邸に訪問し談、下岡總監の病狀に及んで加藤總理は

「下岡君も到底再起覺束なしとすれば後任を決定する必要がある………」と切り出した時、齋藤總督は言下に

「それは困る。到底再起出來ぬ、而も命旦夕に迫つて居るものとするれば尙更此の際

のこと後任問題に言及すべきでない………」

と總理の提言を斥け、下岡君は矢張り政務總監として、自分の女房役として死なすのが本當である。それをも強ひて此の際後任を決定せんとするならば、自分にも考へがある………と言ふ意味を言外に漏したので、流石強情の加藤高明子も其の事に就て再び繰返さなかつたようだ。

更に齋藤子は大崎の下岡邸に赴き親しく病床に、病臥中の下岡氏を訪れて、下岡氏が。

「永らく御心配を煩はしたるも、自分は到底再起の希望なければ、辭表を提出したしとして辭意を漏らすや、齋藤總督は老へる眼に涙をたゝへ乍ら。

「乞ふ意を安んじて加養せられたし………」

と答へた。此の劇的シーンを演じた數日後に、下岡氏は朝鮮總督府政務總監在任の儘に物故したのである。

吾人は最早、これに就て贅言を以てせずとも、齋藤子に洗練されたる人情味が如何に豊富に湛へられて居るかを、多くの世人と俱に知ることが出来る。政界の一偉才たりし下岡忠治氏の晩年を一言以て史的に語るならば、彼れは冷やかなる加藤子の手によつて憲政會を去つて朝鮮に來たり、温かなる齋藤子によつて永遠の眠りに就いたのである。

×

更に齋藤總督は、八ヶ年の在任中に於て四人の政務總監を更迭して居ることも忘れ得ないが、更に其の人物の選定振りに就ても特記すべき點が多々ある。

齋藤子が總督に就任する時は、原總理大臣の切なる懇請に基いたもので人物の配置官制の改革に就ては全く白紙であつた關係もあるが、朝鮮統治史に一時代を劃した。大正八年の制度改正に就ても、押しつけられた女房役の水野政務總監に一任して全く顧みなかつたのである。次の有吉政務總監に就ては水野氏の推薦を甘受して居た。又

下岡氏の政務總監たることに就ては、これも全部を加藤高明氏の推舉に一任したもので、或者は下岡氏の政務總監就任に對しては憲政會の脱黨を齋藤子から條件にしたと傳ふるが、成る程、齋藤子から「人物に申分はないが更に憲政會を脱黨して就任して頂けば尙ほ好都合であるが……」と云ふ程度に、座談的の希望は述べたかも知れぬが決して袴をつけた條件として申出たものではなく、下岡氏の憲政會脱黨は却つて加藤總理が英國流の植民地領首腦官吏は政黨關係より超越すべしとする理論から割出されて實現したものであつて、下岡氏が後日に至つて「アノ場合俺の憲政會脱黨を齋藤總督から條件的に持出されたものなら、恐らく俺は政務總監にならなかつた……」と語つたのが其の間の真相を物語つて居るのである。三人の政務總監に就て全く白紙主義であつた其の齋藤子が、湯淺氏の政務總監就任に就ては積極的態度に一轉して、加藤總理に對して是非とも湯淺氏を就任せしむる様に懇請して居るのである。

此の場合、何故、齋藤總督が積極的態度を執つたかと云ふ點に就ては種々の觀察も

下されて居るが、前述する如く下岡政務總監の後任問題に就て時の加藤總理は、未だ下岡氏の物故前に齋藤總督に切り出したのを、齋藤總督は之を斷乎として拒絶した事情があり、此の際自分の方で沈黙して居ては強情な加藤高明子が如何なる人物を押付くるやも知れぬので、先手を打つて人物を推薦するは勿論、加藤總理や時の若槻内相が其の人物が惜まれつゝも與黨の注文中内務次官の勇退を餘儀なくせられた湯淺氏を以てし、時の内閣に嫌應の注文をつけざらしめんとする幾分の懸引からされたものであると看るのが或は當つて居るかも知れぬ。

兎も角、此の間の總理大臣加藤子と朝鮮總督齋藤子の懸引戰に於ては、第一に齋藤子が下岡氏を政務總監在任の儘で物故せしめ、野人と謳はれた下岡氏の終世を飾つたことに於ても、第二に湯淺氏の如き自己の希望人物を政務總監に得たことに於て軍扇は全く齋藤子に揚らざるを得ない譯である。

文化政策の考案者水野政務總監

|| 看板としての手段化 ||

制度改正と朝鮮の政務總監

大正八年に行はれた所謂制度改正は朝鮮總督府の組織を根本的に變革し、武斷政治より文化政治への劃期的のものであるから、單なる官制改正の變革と同一視出來ぬのは勿論、外形的に憲兵制度より警察制度への轉換と稱するが如き單純なるものではないが、先づ朝鮮統治策の遂行上に頗る妙味ある新機軸を生み出したものとしては、從來より設置されては居たが朝鮮總督府政務總監の實際的價值を極めて強く現實化したことではなればならぬ。

斯くの如く寺内總督より長谷川總督時代に互つて殆ど有名無實の觀があつた政務總監を、此の機に際して頗る實際的に力あるものたらしめたことには、假令その動機が

偶然たりしにもせよ時の原總理大臣が、前内閣の内相にして而も自己が屢々内相として内務畑の開拓に努めた當時、有力なる補佐役として相許した水野練太郎氏に政務總監へ就任を懇請し、時適々勞働會議の日本全權として出馬渡歐の意肚を抱いて居た同氏をして遂に其の椅子に就かしめ、白紙主義の齋藤總督に配して一切の切り盛りを行はしめたことが、世間をして原氏が有力なる子分にして而も前内相の經歷ある敏腕家の水野氏に就任を懇請する程であるから朝鮮の政務總監は如何にも重要な椅子に相違なかる可し、と云ふ觀念を與へしめた譯である。次で内務畑に於て永年自己が飼ひ來つた子分の新鋭なる者を網羅し朝鮮に乗り込み來つて、疾風迅雷的に制度改正に伴ふ諸般の施設を敢行せる手腕、殊に極めて支障多かる可きを豫想せしめた憲兵制度より警察制度への轉換後の制度樹立、又は寺内及長谷川總督期を通じて統治策の根幹を成したる財政獨立の傳統的精神を打破して國庫補助金制度を樹立せしむる等、極めて短時日の間に完成した腕前には其の遣り口の傍若無人振りに多少反感を抱く者と雖も至つたのである。

驚嘆せざるを得なかつたのである。それに由つて政務總監の椅子が朝鮮統治機關として如何に重要であるか、且つ實際的に押しの利くものであることを世間は認識するに至つたのである。

内務行政の達人水野練太郎博士

制度改正直後の、齋藤總督にとつては初代の政務總監は法學博士の水野練太郎氏である。併し氏を政務總監に据へた時の原内閣は、決して法學博士の學識家として氏を認めただからでなく、當代無二の内務行政の達人たるを理由、根據とした譯である。

水野氏は朝鮮を去つて後に加藤（友）内閣及清浦内閣に入閣し實に内相たること二回、また現田中内閣が成立直後の一部改造に際して、三土氏の後を襲ふて文相として入閣したので、朝鮮を去つてからでも三回、前後通じては實に臺閣に列すること四回に及んだ。然も最近に至つてこそ公然と政友會に入黨し事實上の副總理とまで稱されて居るが、内相たる三回は素より政友系の人とは看られつゝも政黨に入ることなく

純官僚たることに於て寧ろ入閣の機會をよく捉へた人である。随つて東都の新聞紙なぞには彼を評して曰く、如何なる内閣にも入閣するを敢て辭せず、大臣業を營み而も内務大臣を以て專賣とす、とまで皮肉られて居た。また最近の入閣に世人の豫想を裏切つて文相の椅子に甘受するに當つては、東京朝日新聞は論説に於て、水野氏の大官營業は内相專賣より文相の夫れにまで擴張せられたり、彼は如何なる内閣と雖も入閣を拒まざると同時に、入閣するならば如何なる大臣の椅子をも之を選ばざるものゝ如し、と冷評を下しつゝあつた程で、何は兎もあれ入閣の妙手たるを失はぬのである。斯くの如く其の後に於ける水野氏の出處進退より考察すれば、彼は朝鮮に政務總監として赴任し來つたのも親任官たることに專念たりし其の満足を得るにあつて、必ずしも朝鮮統治其のものに興味を感じたる爲でなかつたとも想へる。更に在任中に於ても特別に氏が朝鮮統治に興味を感じたと思はるゝ點もなく、彼が腕前を發揮せりと目せらるゝことも、内務行政の達人としての性癖的な顯れであつたとも謂へる。



水野氏の昨今は立派な政黨政治家であるが、尠くも朝鮮に來る迄は時に勅任參事官とし、或は神社局長とし、更に内務次官となり、内務畑に在り乍ら地方稼ぎをせず久しく本省に止り隱然其の勢力を培ひ、内務省の主とまで稱せられ、且彼れの子分にして其の息のかゝらぬ者は内務畑に於て到底浮ぶ瀬なしとせらるゝ黄金時代を呈し、官僚の權化、循吏の典型と目せられたものである。即ち内務行政の達人、行政技術官として申分なき手腕家に相違なく、頭の良さと腕の冴へに於ては到底、並大抵の政黨政治家達の及ぶ所ではなかつた。

昂奮劑としての文化政策提唱

随つてこれ程の人物であり、而も帷幕の謀士にも、第一線の戰鬪指揮官にも、久しく内務畑で手鹽にかけた子分の中から優秀なる人才を選抜して朝鮮に乗込み、彼等をして思ふ存分に活躍せしめたのであるから案外に仕事は時間の短きに比して出來たのである。當時の世間は、彼れ直參の官吏を目して「新來種」と稱したが、實に新來種系

官吏の鼻息の荒さ加減、仕事の前に猪突する傍若無人振りは殆ど今日に於て想像すら及ばぬものがあつた。換言するならば水野政務總監は、新來系官吏の如き攻撃力の強き陣容を備へ、洋劍主義によつて固められた朝鮮總督府の城塞を一舉にして破壊することに努めたのであつて、武斷統治への反感所有者に快哉を叫ばしめ、其の促進的刺戟の昂奮劑として……輿論喚起の好題目には文化政策の看板を掲げたのである。當時誰れも彼れもをして大鼓を叩かした文化政策の題目は、それ自體が決して終局の眼目であつたのでなく寧ろ軍閥者流の武斷統治に對する傳統的反感の緩和……否な統治策に對する氣分轉換のために最も多くの民衆に歡迎されそうな其の表題を以てした、と評するが當つて居ると思ふ。故に後に多少の時日を経過し所謂文化政策の内容に疑問を挾む者、乃至は其の空手形なりしを知るに至つた者もあるが、是等は手段視された文化政策云々を真向から餘りに正直に考へ過ぎた者であると云はなければならぬ。

行政立法の技術家として他の追従を容さぬ練達之士である水野政務總監の在任記念としては、朝鮮に於ける學制の統一と地方行政制度の改革即ち道評議會、府面協議會の設置が最なるものであらう。此の二つは夫等問題の實現が他に與へたる影響の大なるよりして絶好の記念たると云ふ意味許りではなく、形式整頓に妙を得たる行政人としての水野氏の在任を追憶するに極めて適切なるものであるからである。恐らく水野氏の到る所に於て必ずや、何々調査會乃至何々審議會と稱する機關の設置されざることはないが、前記の二つも所謂形式の整備なる點に於て相似共通のものでなければならぬ。更にまた大正十年の十月に開催されたる朝鮮産業調査會の如きは、水野氏の行政立法上の技術官たる人格の反映と目して差闕へないものであらうと思ふ。而して水野氏の在任期間を今日に於て回顧するならば、技巧の二字に盡きたと斷言し得る。其の意味に於て有吉、下岡、湯淺の三政務總監の誰もが水野氏に遙か讓る者と云はなければならぬ。

有吉總監推薦の心理解剖

水野氏が政務總監として東上中、宛も加藤友内閣の成立に逢ふや同氏はとる物もと
り合へず内相として入閣した後を襲ふて政務總監となつたのは、兵庫縣知事の有吉忠
一氏である。先の水野氏は内務大臣の經閣あるに較べて、今度の有吉氏は一流縣とは
言ひ乍ら縣知事に過ぎずして甚だ見劣りのする如く軽い失望を覺へたのは、朝鮮の官
民であつた。然し水野氏が人物を見込んで推薦に由ることゝ有吉氏が寺内總督時代に
朝鮮に總務長官の椅子を占めたことある點等から、幾分慰める所があつたのである。
水野氏が東上中突如として入閣するや、直ちに兵庫縣知事たる有吉氏に招電を發し
て東上せしめ、内相官邸に於いて朝鮮總督府政務總監に就任を勧めたのであるから、
時の有吉氏にとつては寢耳に水、而も棚から牡丹餅的な相談であるだけに正直な有吉
氏は幾分躊躇したが切なる勸告に拒み難く遂に承諾したのである。此の際、水野氏の
傍若無人振りは例の如く發揮され、政務總監後任に就て一言半句の下相談を齋藤總督

になさず、朝鮮總督府の政務總監は素より内閣の命する所であるから、總督に相談の
必要は毫もなく、且つまた自分は閣僚の一人として陛下に對し奉り責任を負ふ者であ
る以上は、後任者の選定權は總督になくして閣僚たる自己にあるぞと云つた風な態
度を以てしたのである。この水野氏の傍若無人振りに對して、一向癪にさわつた様な
口吻を漏さず洒々然と平氣に構へて居た齋藤總督とは、兩人の有する性格の兩極端を
對照するに絶好なものと言はざるを得ない。

有吉氏は善意なる意味に於て、朝鮮總督府政務總監の適任ではない。この點は推薦
者たる水野氏、殊に永年内務畑に在つて部下としての有吉氏を諒解せる水野氏として
當然のことであると言はざるを得ない。たゞ自己が遺した文化政策を………外觀の美
なるに較べて内容の案外に空粗なそれを、全然他系の人物によつて破壊さるゝことを
惧れたのと、朝鮮を去るに臨んで赤池濃氏の如き巨頭株の直系人物は直ぐにも内地に
招致し得たが、赴任に際して新來種と稱し武步堂々引具して行つた子分の全部を内地

に連れ歸ることは出来ぬ、さりとて全然傍系の人物を後任者に据へざる時は彼等の多くに敵首者を出さなくてはならぬ。即ち文化政策の看板塗り更へを急に行はるゝことを惧れ、一方には子分の善後處置の意味に於ても忠實に自分の方針を襲踏し、餘り變革を行はぬ人物を配する必要を感じて、有吉氏に着目するや齋藤總督にすら形式的な通知に止め、他から割込み運動の起らぬうちに、疾風迅雷的に後任者の決定をみたものと觀察せざるを得ない。

文化政策の信奉者たる有吉政務總監

|| 其の政策の無批判肯定 ||

文化政策の信奉者たる總監

水野政務總監は、慥に文化政策の創見者であり、その最初の提唱者には相違ないが、これを一種の昂奮劑と見て居た傾きがあり、必ずしも其の熱烈なる信奉者とは目し得ない。然るに有吉總監は純一なる信念から割出して文化政策の強き奉持者であり、尠しも懷疑的でなかつた。随つて水野氏から推薦さるゝや餘りに闇から棒の交渉で一時は躊躇したが、聽て朝鮮二千萬民衆の爲に本當に文化政策の効果を博す可く努力してみる氣になつたのである。多年内務畑に於ける援護者たる水野氏の推舉に就ては素より多しに相違ないが實はそれよりも文化政策の忠實なる實行者たることに妙に興味……否な純なる強き信念を抱いて朝鮮に來たのであつて、有吉氏が赴任して後に、

齋藤總督は暫くしてから、有吉氏の餘りに正直にして而も自己が統治方針の一枚看板とする文化政策の強き信奉者であることを知つて、推薦者なる水野氏に對してこそ多少の不満はあれ、推薦されたる有吉氏に對しては信頼せざるを得なくなり、更に懸ては其の純情さに引着けられるに至つた程である。

卒直に批判すれば、有吉總監の在任期間はそろ／＼水野總監時代に振り出した文化政策の空手形が、銀行の窓口に廻收され決濟を必要とする頃に該つて居たので並大抵の苦心ではなかつた。加ふるに中央政府は亦、朝鮮に向つて財政上の援助を制限し出して來たのであるから、空手形決濟資金の調達に困難となつたのであるから、有吉總監の爲には甚だ氣の毒な働き榮へのせぬ場面であつた。随つて一部世間の者は、有吉氏を目して政務總監として必ずしも有能ならざる者としたが、其の觀察は尠くも二つの誤謬を持つて居る。即ち第一には有吉總監が如何に損な役廻りに當つた乎の境遇的觀察を誤つて居る。第二には有吉總監は文化政策を信奉した人で、少しでも其の實果

を擧ぐ可く考慮したが決して之を更廢して、他に自分の都合よき看板を掲げんとした人でないと云ふ根本的な人への觀察の不備がある。即ち有吉總監にしても少し狡猾に考へ得る人であるならば、文化政策如き外觀の美に引更へ実行力の困難多い政策は全然更新して、他に実行容易なる政策に看板の塗更へを行つたに相違なかつたのである。

有吉總監時代の事業と目すべきものゝ顯著なるものは、京城帝國大學設置である。これも單的に批判すれば、朝鮮として大學を設置する時期の可否は議論の餘地が多々存する所であり、其の經費を以てせば更に有効なる幾多の施設を完備し得たに相違なし、とする考察は或る程度まで肯定さるゝのである。また之が提唱者たる有吉總監とても其の位の點は氣付いたに違ひないが『帝國が朝鮮統治の大方針を文化政策に定め之を中外に聲明せる以上は、朝鮮に綜合大學の一つ位を拵へる覺悟、即ち文化政策聲明に對する誠意を披瀝する必要あり』とする見地から幾多の犠牲を拂ふて之を實現し

たと看る可きである。随つて有吉氏が京城大學設置を遂行せる心理は、綜合大學の設立時期乃至其の必要不必要の批判を前提として觀察す可きでなく、實の伴はざる文化政策の爲に實を伴ふ可く如何に精進せるかの誠意を察知しなければならぬ。蓋し水野氏が技巧の人たりしに較べ餘りに卒直、無技巧、眞面目一方で押した人と評さなくてはならぬ。

有吉總監の三大流産計畫

有吉氏が政務總監在任中、其の期畫を樹て乍ら遂に成立を看得ずして終つた所謂闇から闇に葬り去られた流産兒と目す可きものには、殖産局の二分問題と、財務機關の獨立と、二億萬圓の治山治水計畫とがあつた。

殖産局二分問題は、當時の殖産局は農務、水産、商工、鑛務、土地改良及び山林の六課で所管事務は極めて廣汎多岐であつたのと、朝鮮産業界が發達の顯著なる狀勢に鑑みて、之れを二局に分つことが事務取扱上の便宜は勿論、産業獎勵の効果を博する

所になりとして、宛も加藤高内閣が農商務省を分つて農林省と商工省を新設したのと同様の意味と方法を茲に執つたもので、部内の意見も後に山林課を山林部に昇格分離せしめたのよりも遙かに合理的のものであると好評を得て居た許りでなく、中央に於ける官制改正も餘り支障なくスラ／＼と進んで大正十三年度豫算には所要經費を計上したのであつたが、適々震災の打撃によつて中央政府が極端なる緊縮方針を執るに方つて、當分之を見合せざるを得なくなつたのである。随つて此の問題は其の理論的進行には何等の支障なく、たゞ豫期せざる他動的の不可抗力的な支障によつて實現しなかつた譯で、決して有吉總監の下手際とは稱し得ぬ。

財務機關の獨立は、財務局系統が年來の素論であり、今日と雖も其の時機が到來するならば再燃せんとして居る問題で、必ずしも有吉總監の獨創的計畫とは稱し得ず、また有吉氏が總監辭任の間際までも實行計畫には何等支障なく進捗して居たのみならず、下岡總監が就任間もなく未だ東京に在つて朝鮮に赴任せざるうちは前任者の計畫

を踏襲し、之を實現する意嚮で事務引継ぎその他に關する詳細なる各道知事宛の通牒に就ては、時の和田財務局長の提議に決裁を與へ之を東京より各道知事宛に發した程である。一方、本府内の意嚮としても時適々、召集された臨時議會には緊急已むを得ざるものとして之を提案し、下院の豫算總會には、齋藤總督自ら出馬して其の緊急なる所以を説明した程で、決行の方針は持續されて居たのである。随つて下岡總監が朝鮮に來つて間もなく其の延期を聲明するに至つたのは、他に特別の重大理由が介在して居たので、決して有吉總監の計畫を單に破棄したものでもなく、故に之れが實現を看ざりし點に就ては全然、有吉總監の責任でない。然して下岡總監が最初これを踏襲せんとし、後に部内の固き決意を翻へしめ打切りを敢行した理由に就ては、永久に秘中の秘であらう。

治山治水の二億萬圓計畫は、中央政府が之を拒否せることを以て有吉總監辭任の直接理由の表面的口實とする程のものであるだけに、有吉氏の創意に基くものである。

然も在任中に之を確立し得る機會を失し、また後任者に於ても踏襲することなく今日に及んだのは、有吉氏のために不幸であつて、兎も角、斯くの如く種々の問題が、其の必要を認められ乍らも、今日に至るも未だ解決を告げないのは、有吉氏の政務總監在任期に對して氣の毒な感を切にせざるを得ない。

有吉總監のいなき辭任

二代目總監有吉氏が辭任の事情に就ては、今日に至るも餘りに分明して居ない爲に世人の多くは、餘程誤解して居る點があるやうである。或者は政友系の錚々たる水野氏から推薦された關係上、政府から辭任を強請されたと云ひ、或者は當時の總督府内の某大官が、郷黨の先輩たる菅原通敬氏を擁立す可く種々なる策を講じたる結果、所謂暗殺されたるものなりとまでに傳へられた程であるが、是等の説は何れも其の真相に徹せざると同時に、餘りに穿ち過ぎたる觀察と言はざるを得ない。何となれば、成る程有吉氏の政務總監辭任は第一次加藤高内閣の成立後まもなくのことであり、其の

内閣は憲政會總裁を總理として居たけれども、實質は、政、憲、革の普選三派の内閣であつて必ずしも憲政會に好からずとて一々官吏の異動更迭を敢行し得る内閣ではなかつた、又憲政會が他派に對する遠慮氣兼の必要なくして尠くも非憲政系人物を片端から罷免し得たとするも、加藤總理は世間並み政黨者流の夫れを以て諒解し得ざる心事の所有者であり、後に下岡氏を政務總監に推すに當つても憲政會を脱黨することを條件とした程に英國憲政の理論に捉はれた人であつたから、有吉氏が當時世間の認められた如くに非憲政系の人なりとしても、單にその事を以てのみ政務總監を罷免するが如き態度を執る人でないのである。更に有吉氏は必ずしも政友系に近く憲政系に遠き人物とは目し得ず、其の眞面目なる性格より推しても政黨派の何れにも特に接近し得る柄ではなかつたのである。現に氏が憲政系絶對多數の横濱市會に推されて市長となりし點、また當時の内閣翰長として馘り役を勤めたる江木翼氏とは大學卒業が同期で且つ日頃から相當の親交があつた點からしても、氏を目して非憲政派系に屬すること

を以て馘首の絶對目標たる程注意人物ではない、また後説の如きは素より一笑に附し去る可きである。

しかし乍ら、有吉氏は素より政治家的肌合の人物でもなく、頭腦の明敏なる事務家であるが、極めて理論に拘泥さるゝ人であつたから、總てを理窟で押通さんとして交渉事に際しては、相手の感情を害するが如き傾きがあつて、中央政府殊に大藏省方面の氣受は決して良好でなく、或る場合には政務總監の交渉が失敗し、後に總督が自ら乗出し問題の解決を告ぐる如き事も屢々繰返される状態で總督の胸中にも「有吉君の生一本にも困る……」と云つた感じを抱かしたものは間違でない。一方に此の空氣のあるを察知した時の總督府の中幹部と目すべき二三の人が、有吉氏の總監として不適任を種々に宣傳を試みたことは事實である。時適々、或る問題が惹起し生一本の有吉氏であるだけに直ちに辭表を提出したもので、而も前記の空氣が濃厚であつただけに、積極的に留任勸告が如何なる方面からも行はれなかつた譯である。

此の或る問題の真相を知る者は、當の有吉氏以外には齋藤總督と、財務局長として東上中の和田一郎氏（現商銀頭取）以外には何人も知る人なく、恐らくは問題の對照たる濱口藏相すら、明確に有吉氏の總監辭任の眞意は判つて居ないだらうと傳へられて居る。随つて當時、新聞紙に傳へられたる治山治水事業の大計畫を樹て、之が大藏省の拒否により辭任せるものなりとするのは決して當つて居ない。

黨籍離脱の下岡政務總監

|| 純眞なる黨人心理の解剖 ||

黨籍を離れ黨人の實を果さん

下岡氏を憲政會の黨籍より去らしめて朝鮮の政務總監に就かしたる加藤總理の心事に對して、下岡氏に同情ある觀察を下す者の一部には、下岡氏に對する加藤子の敬遠主義であると評するが、成る程、憲政會が苦節十年の後期に至つて非政友合同運動の擡頭するや、下岡氏は其の先驅者となり東奔西走することあり、熟柿主義……或る意味に於ける政治上の運命主義者たる加藤憲政會總裁は、寧ろこれを不快に思ひ續けたる事實あるに相違ないが、憲政會中の加藤總裁直系の者が猜するが如くに、これを以て下岡氏追出し策の意味を含むものでは絶對にない。政友會全盛を目の邊りに見て齒痒がり屋の下岡氏が、ちつとしては居られず、其の機運を利用して我黨内閣の一日も早

く來るべきを期企したに止るので、此の點は相當の感情家には相違なきも理智の人たる加藤子が諒とせざる譯はなく、憲政會多年の功勞者たる下岡氏は當然入閣の候補者として心中に期したるも、何分三派聯盟内閣のことゝて閣僚の椅子の振り當てに意の如くならず、適々朝鮮の政務總監の後任を必要としたので、下岡氏を推すに到つたのに相違なく、然らば何故に脱黨の形式を條件とせしやと云ふに、此の點は前言する如く英國憲政の理論に捉はれたる加藤子の信念に基き、決して下岡氏に對する個人感情の發露に左右されたものではなく、寧ろ農商務省に久しく官吏たりし下岡氏の經歷よりして深く政務總監として適任者たるを信じて居たことも事實である。

然し下岡氏は、總理大臣より就任交渉ありたる後に於て諾否に就て非常に躊躇したのは事實である。即ち苦節十年の黨より一時的にせよ去る可きか否やの點に悶へたのであつて、此の點も一部世評の、閣僚の選に漏れたることの不平乃至は單に親任官たる職に就き中央を離れて朝鮮に赴く可きかどう乎と云ふ如き點、一身の利害打算を基

礎とするものではなく、政黨政治家として立つ自分が加藤總理の理論に捉はれたる解釋を甘受す可きか否かの點に就て悶へたのである。而も二度目の加藤總理の勸告に當つて「朝鮮に於ける統治策に就ては憲政會の方針は屢々聲明する如くで今また改むる必要なく、貴下は大綱に於て其の意を體して臨み諸般の更新、人事の更迭悉く貴下の一存にて當られたし」と懇切に勸むる所あり、言外に「貴下の朝鮮政務總監たることは純正なる意味の我黨の政策を朝鮮に擴張するものなり」と言ふ意味を含ませ居たので、遂に下岡氏の決意を固むるに至つたと下岡氏の側近者は語つて居たのである。

朝鮮統治に特別の責務を感ず

憲政會は在野黨時代より朝鮮統治に關して、加藤總裁の演説に於ても英國流の自治主義……但し所謂獨立を意味せず……を多く加味すべく提唱し、黨の一般輿論はまた政友會の故原總裁の口にした内地延長主義は、民度に、産業經濟に、内鮮の本質的相違を認めざる不合理に陥ることを痛撃して居た程丈けに、下岡氏は此加藤總理が言

外に漏したる「純正なる意味に於ての我黨政策の朝鮮への擴張云々は此の際、朝鮮統治への一轉期を畫すに適切にして、然も結果に於て必ずや良且つ善なるを確信して、翻然として政務總監就任の意を決したのであらう。換言するならば、下岡氏の胸中には、憲政會脱黨は一時的の形式である。朝鮮に赴任するは眞善なる憲政會傳統の政策を一部なりとも彼の統治策に植付くるのであつて、黨籍を離れ却つて黨人たる實を果し得る所以である。」と云つた決心と覺悟を湧發せしめたと觀察し得る。

随つて閣僚の椅子に有着き得ざる悶々の情抑へ難きに際して、親任官の椅子が與へられたので、何事もとり合へず就任を快諾し、黨籍を離るゝが如きは介意する所 نہなかつたと傳ふるのは、下岡氏の心事を知らず之を誣るも甚しいものである。氏が朝鮮統治に對して特別の責務を感じ又は或種の興味を覺へず、單に親任官の地位を獲ることを思念したとすれば、三派内閣の聯盟が普選決裁立後に於ては決裂を免れずと觀測されて居たのであるから、憲政會單獨内閣成立のことも氏の如き政治家には豫感し得

たに相違ないから、其の場合當然入閣の可能性ある氏は、政務總監就任を拒み中央に居止るが寧ろ策を得たものと云はなければならぬ。果せる哉、憲政會單獨内閣としての第二次加藤(高)内閣は成立した。そして憲政會の内部に於ても氏の爲に入閣運動は開始されたのであるが、氏は之れを斥けて朝鮮に踏止つたのであつて、其の心事よりするも下岡氏がさきに関僚の選に漏れたる代償として政務總監の椅子を獲たりすることは、誤謬も甚しいものである。

下岡總監の人の用ひ振り

黨籍を離れても尙ほ黨人たる純眞なる使命を實際に果す可し、との一大決心にて朝鮮に臨んだ下岡氏の政務總監に對する世人の期待は如何なるものであつたかと言ふに「憲政會を脱すると雖も、形式的のことで、當然現内閣と運命を俱にする政務總監である、随つて決して其の職に戀々たる者でなく、在任は短かくとも何か大仕事をするであらう」と言ふ點に一致して居たから、決して下岡氏自らの決意を偶然にもせよ裏

切るものではなかつた。即ちこの「内閣と運命を共にせん……」との世人の豫想は、政黨的に無色なるものが、無氣力に墮して職にのみ戀々たるに倦怠を覺へた結果であり、中央政府と諒解ある者が思ふ存分の仕事をして貰ひたかつたのは、朝鮮朝野の希望であつた。

水野總監を一言にして評せば技巧派の人であり、次の有吉總監は信仰派の人であり、下岡總監は力量主義の實際派の人であつたと評し得る。頭の閃きに於て或は水野總監程の敏銳さを有せず、手練の業に夫れ程の冴へを持つたなかつたかも知れぬが、鎧袖一觸する所は何者をも撃滅せむと云ふ意氣の潑刺たるものを持つて居た。

智仁勇の對照を以てするならば、水野總監は智の人、有吉總監は仁の人、彼れ下岡總監は勇の人であると評しなければならぬ。

政務總監としての下岡氏に豫期以上の或る種の方あることを、世人……と云はんよりは寧ろ朝鮮の官界に感知せしめたことは、人物の用ひ方に就て特殊の明敏さを持つ

て居ることであつた。世人の多くは苦節十年、在野の闘士としては成る程、下岡氏の力量手腕を充分に知り得て居たらうが、随つてそれだけ中央爲政の局に遠ざかりつゝあつた人であるから、一朝官界の中樞人物として立つても、直系人物を以て陣容を整ふることは或は迂拙なるべく豫想し、尠くも水野總監の如きとは比較にならざる可しとした譯であるが、直營第一次の鐵道局長には本邦鐵道界でも錚々たる大村卓一氏を据へ、殖産局長の西村氏が勇退せる後に新進の池田氏を以てし、丸山氏が警務局長を辭するや三矢氏を後任とし、和田氏が財務局長の椅子を去るや草間氏を招き、其他にも現土地改良部長の安達氏を朝鮮に引き、秘書官に小河君を以てするまで其の手際は、極めて鮮やかに行はれ三矢氏が帝室林野局長官に榮進して朝鮮を後に去る以外、他の悉くは今尙ほ朝鮮官界に於て羽振りを利用せつゝあるのである。

即ち下岡氏の朝鮮に引きたる官人は素より其の數量に於てこそ水野系たる新來種官人に及ばすと雖も、親分が去つても尙ほ獨歩きの出来る人物であつたことは事實であ

る。換言するならば、水野氏は陣容本位で人物を擧用するが故に型が同一にして個性的妙味に乏しかりし觀があるが、下岡氏は飽く迄も個々の特殊性を見抜いて、其の特殊性に適合する場面に活躍せしめた譯であるから、下岡系などと稱し得る者でなく、氏に由つて朝鮮に來た官人を通じて其の色彩は絶無である。この點は或は野人式な人物の觀方であつたとも言へる。更に水野總監時代に全北知事を去る可く餘儀なくした李軫鎬氏を、東拓顧問より抜いて一躍、學務局長に据へた邊りは、小手先の手練を以て人物標準の一つとする水野總監に見限られた人物が、肚本位の人物標準の下岡總監によつて再生せしめたものであると評せざるを得ないが、蓋し水野氏と下岡氏とが人を用ふるに際しての相違の顯著なるものと言はなければならぬ。

産米計畫の眞底は如何

下岡總監の治績を追憶すべく、事業の上に於ては第一に産米増殖案、第二に朝鮮鐵道の對滿鐵委任經營解除……即ち鐵道直營斷行とがあり、人才の拔擢擧用の方面に

は、大村卓一氏を鐵道局長に据へ、鮮人局長任用の方針を樹立して先づ李軫鎬氏を學務局長に擧げたことを以てしなればならぬ。また朝鮮鐵道網計畫の實現は氏の死後湯淺現總監の時に確立された問題ではあるが、氏が其の人物を見抜いて擧用した大村局長の手によつて成つた點、また該鐵道計畫は下岡總監の意肚に基き着手され、中央政府に迫るに際しては産米案と同時であつたが、産米案は即年認容され鐵道案は翌年廻しとなりし事情よりして、下岡政務總監の治績を飾る一つとして説くが妥當である。

産米計畫に於ては、單に朝鮮に於ける米の増殖施設として看る時は、期畫者たる下岡氏の眼孔を強ひて小にし、政治家たる氏を單なる事務家的計畫者に限局してしまふ。下岡政務總監は素より米の増殖價值をも認識せるには相違なし、然し眞の意肚たるや資金の乏しき朝鮮に内地資金を吸収することが急務である。然も内地の識者をして之を承服せしむるには、其の好口實として國民生活上内鮮共通の經濟的實際問題に

關聯せしむる必要ありとし、併して内地に於ても適々國民食糧自給問題の提唱されて居る點を察知し、朝鮮の産米増殖に歸決せしめたるものであつて、第一に朝鮮の資金充實を急なりと着眼せる點の明敏さと、第二に問題を内鮮共通の經濟問題に關聯せしめたる達觀と、第三に終局の産米増殖が第一及第二の目的を達成するに絶好の事業たりし、其の計畫の正當さに驚服せざるを得ない。換言せば産米増殖案の目的觀のみに止らば、下岡總監の政治家としての意肚を充分に付度し得たりとすることは出來ぬ。これを手段化したることを充分に認識せざれば未だ全からずと言はざるを得まい。

新來種系の陣容崩る

下岡政務總監が朝鮮に赴任するや、眞つ先に實行に着手したものは行政整理であつた。此の點は如何に下岡總監に對して最負目を以て論評しても、下岡氏の意肚に朝鮮統治上に確然たる主張を以て之を斷行したものの、換言するならば或る種の主張に基き其の敢行後の結果に就てまでも、理路整然と其の過程を豫想して遣つたものとは言

ひ得ず、寧ろ當時の内閣が在野時代の聲明の手前上、行政の整理と財政の緊縮を組閣後の第一政綱とした夫れに追隨しものであると看るのが當つて居るかも知れぬ。また追隨と稱する言葉を以てするのが、餘りに酷評なりとせば、一般的の抽象觀念に於ては、下岡總監は行政の整理乃至は財政緊縮の絶對價値を確信して居たに相違なく、單に朝鮮統治の前にそれが果して如何なる程度まで、而も如何なる意味に基いて必要とするかを適確には認識しては居なかつたらうと評するのである。然し乍ら其の結果に於ては、自他共に豫期せざる効果を博し、而もそれが漸次に擴大し、世人をしてこれを認識せしむるに至つたのは事實である。

いさゝか抽象的な而も推定的觀察ではあるが、此の時の行政整理の斷行に由つて、水野總監の手に由つて築かれ、有吉總監の手に於て保持され來つた朝鮮統治に對する一部官僚の傳統觀ともなつて居た形式は全然覆へされてしまつた。そして實際的のものとなつた觀はある。また言葉を換ふるならば、それ程の統治は形式の整備を急ぎつ

つあつた観があるに對して、此の時を機會に内容に向つてより多く考慮する機運を醸成したことである。これは單に總督府の統治方針が幾分なりとも轉換したと云ふに止らず、世人の統治策に對する希望乃至期待もそこに趨き、一般の論評にも著しく質實味を帯ばしめた、そして聽て其の究極する所は、朝鮮に關する經濟價値の認識を向上せしむるに至つた譯である。

更に行政整理の斷行は、文化政策の提唱に際して偶發的に形成された新來種系官人の陣容は全く崩壞の端緒をなすに至つたのである。即ち此の時を機會に警務局長の丸山氏は、官界を退き一介の浪人となつて朝鮮を去つた。庶務部長の守屋榮夫氏は、内務省社會局第二部長に轉じて朝鮮を去つたのであつて、新來種系の中心人物が同時に退鮮せしことは、當時に在つては一種の寂寥味を感せしめたに相違ないが、後に至つて下岡總監が大段平を振り廻はすにどれ程の好都合さを與へたかは、何人と雖も想像に餘りある所である。守屋氏の退鮮に就ては、未だに一部の者は内務省から懇請の態

で社會局入りを實現せるかの如く思惟して居るが、これが動機は素より守屋氏の自意にあるにもせよ、内務省は却々容易に應諾の色がなかつたのであるが、下岡總監が仲介的地位に立つて之を實現した事情があるので、守屋氏は寧ろ下岡氏の厚義に謝して然る可きものがある位である。

湯淺總監就任前後の経緯

|| 下岡政策の踏襲者 ||

珍らしく強氣に出た總督

齋藤總督が重大な發言權を成し、時の首相との間に肚藝のある懸引をなしたもので、顯著なるものと目す可きは、原首相に對する朝鮮鐵道の滿鐵買収に關する反對の時と、加藤首相(高)に對する湯淺總監就任の前後と、若槻首相との間に壽府軍縮會議代表就任に就ての交渉の前後の三つであらう。第一の鐵道問題に對する時は、齋藤總督は全く棄身に出た譯で積極的の發言權を爲さなかつたが、背水の陣を布いた戦法が、効を奏して閣議を翻してまでも自説を貫徹した、下岡總監の逝去前後から湯淺總監の就任に至るまでの経緯はあの意地張り、剛情一點張りな故加藤高明子に向つて温厚な齋藤總督が、却つて強氣に出て而も自説を通したのであつて寧ろ特異の感を以て

せざるを得ぬ。最後の壽府軍縮會議代表問題に就て、若槻首相との間に繰返された懸引交渉は、其の結果より見て且つ齋藤總督が朝鮮に在つて受諾せざる旨を公式にも非公式にも発表した夫れを以て眞意なりしとせば、全然、若槻首相の勝にして齋藤總督に引け目が幾分多いと評されても已を得ないであらう。

閑話休題、兎にも角にも、現湯淺政務總監の就任前後の経緯を辿る時は、日頃は温厚にして中央當局に對しても無理な注文も出さず、勿論楯を突く如きことなき齋藤總督が最も強氣に出で、而も當の相手がまた剛情一點張りの故加藤高明子であつたことに於て對照の妙趣を覺へざるを得ない譯である。

彼に對する黨人の不評

山本権兵衛伯が歸り咲きの復興内閣に警視總監となり、例の虎の門事件の直接責任者として、一度は懲戒免官の悲運に逢ふたのであるが東宮御成婚に際して其の懲戒免官を解かれ、程なく普選三派内閣の成立に際して時の若槻内相に見抜かれ内務省の事

務次官に擧げられた湯淺氏は、尠くも當時の官界に於て幸運兒と稱せられたものである。而も山本伯の復興内閣と政友會の間は決して親善でなく、寧ろ當時の憲政會の方が大に支持に努めた關係もあり、若槻内相の眼鏡に適つた點等は期せずして湯淺氏を目して憲政系の人物なりと稱せしむる所以であつて、其の憲政系の文字に語弊ありとせば、非政友會系の人物と稱するに於て餘り多くの間違あるまいと思ふ。

併し乍ら湯淺總監の性格から推して、既成政黨の一黨一派に偏して一方の爲に特に便利を圖り、自己もまた其の黨派の勢力を藉りて處世せんとするが如きは、決して敢てし得る所でない。換言すれば理が非でも無理押しを敢てする程に執着を特殊にし得ず、所謂正直氣の多い人である。正當に冷靜に事務を處理して過ちなき人物としては、當代に其の類を多く得難いであらう。此の點を見抜いて若槻氏が内務事務次官に据へた譯で、冷靜な吾々から評すれば内務系統の事務次官として彼程の適任者は亦と得難いものと言はざるを得ないのである。

然りと雖も、現代既成政黨屋の心理は或る意味に於て不可解と稱す可く、斯くの如き事務次官の適任者をも其内閣が憲政會單獨のものとなるや「湯淺は我黨の爲に利便を圖らぬ」と不平が、憲政會内部に擡頭し聽ては總理に迫り、内相に迫つて其の更迭を餘儀なからしめたのであるから、加藤總理も若槻内相も湯淺氏の人物の用ふ可きを知りつゝも黨内に對する手加減上、其の氣配を察して辭意を漏した氏を最後まで引留むることは出来なくなつたのである。

總督が湯淺氏推薦の経緯

斯くの如くにして内務次官を去つた湯淺氏に對しては、若槻内相は勿論として、加藤總理も所謂野育ちの政黨人でなく官僚の氣配を知り、且つ理論に執着する方の人であるから、尠ならず氣の毒に思ひ續けたに相違なく、何等かの機會に適當なる椅子に復活せしめんと思つて居たのは事實であらう。

此の時に適々、下岡總監の逝去に逢ひ、而も加藤總理と言ひ合ひの意地上からも先

手を打つて後任人物を自分から推薦する必要を感じつゝあつた齋藤總督は、湯淺氏を意中の人物として政府に要請したので、素より湯淺氏のために適當なる復活を希ひつゝある政府であるから直ぐに氏の政務總監就任が實現した譯である。故下岡氏の再起期し難しと決したる時に、加藤總理が未だ下岡氏の存命中に政務總監の後任問題を擔ぎ出したに對して、齋藤總督は少なからず癢にさわりの「保險會社の外交員の如き態度で、他人の生命の取引は罷めやう……」と一蹴したのであるから、相手の加藤總理はまた癢にさわつて居たに相違なく、其の氣勢を察知した齋藤總督は「此際に先手を打たずんば癢にさわつた加藤はどんな人物を押しつけるか判らぬ……」と云ふので湯淺氏を推舉した譯であるが、單に先手を打つただけでなく、政府側をして先手を打たれたことを癢に思ひ乍らも人物の點から厭と云へぬ人を以てする必要上、既に政府の首脳部から氣の毒がられつゝある湯淺氏を物色した邊りは、齋藤總督の頭腦の凡ならざることを示すものである。

忠實なる下岡案の踏襲者

有態に言へば、湯淺氏は憲政會の大衆から内務省を追出されたのであるが、氏の腕利きが憲政會のために不利なり、又は邪魔になるからと云ふ意味のものではなく、單に氏が積極的に黨勢擴張に有利なる手引を敢てせざることを嫌忌したのであるから、其の半面の性格に於て徒らに先任者の企劃せる事柄を片端から打破し、更ふるに自己の創意に基く案の遂行に勇敢ならんとする人物にあらざることとは諒解して居たのである。

此の意味からして憲政會の大衆は、自黨出身の有力者である下岡總監が朝鮮統治に努力して企劃せる諸問題を、片端から打破する人物を極力避けんとし、前任者の主義方針の忠實なる踏襲者を必要としたもので、其の人物として湯淺氏は適任者としたに相違なく、齋藤總督が加藤總理に對する懸引上要請した人物は、偶然にも憲政會の注文とも一致したものと評し得る。また齋藤總督が政務總監の後任者に就て政府の先手

を打つて意中の人物を要請した點は、其の前後の経緯から押して癢にさわらざるを得なかつたとしても、湯淺氏を以てしたことはもつつけの幸とも謂ふ可きで、同氏を推舉してくれたことを齋藤總督の前に感謝して然る可き點があり得る譯である。

更に憲政會の大衆が下岡氏の後任者として、湯淺氏の就任を是認せる心理の即ち……下岡氏の主義方針を忠實に踏襲する人物を希ふた其の點は、水野氏が朝鮮を去るに臨んで、後任者選定の第一標準を出來る限り文化政策の忠實なる信奉者に置いて、有吉氏を推舉した時の夫れに相似のものが頗る多いのである。

湯淺總監に對する人氣の變化

果せる哉、湯淺氏は政務總監に就任するや、前任者の主義方針の忠實なる踏襲者たることを以て本旨とし、人事も亦極力更迭異動を避け、秘書官に至るまでも前任者の夫れと同一なる小河秘書官を以てした。斯くの如き遣り口は、下岡總監の逝去後日尙ほ新にして、氏の人氣が全朝鮮に於て好評噴々たる當時に在つては案外に好印象を與

へたものである。殊に朝鮮鐵道網計劃の如き創意は前任者の下岡總監の時にありしにもせよ、之れを實現するに至つたのは湯淺總監の時であつたから、氏の人氣を引立つる上に餘程の効果があつたのである。

而も漸次に社會は湯淺總監が着々として歩みつゝある經路を察知し、昨今になつては稍々倦怠を覺ゆるものあるの觀を呈するに至つた。湯淺總監の事務的手腕を信ぜざるにあらざるも、植民地氣風の通有性として異なる變化を好み、場面の轉化を欲するの餘りよりして、湯淺總監により多くの政治家的手腕と膽力を期待するに、多少躊躇するに至つた譯である。其の結果として或者は既に政務總監更迭が既定の事實なるかの如く傳へ、甚しきは研究會の佐竹三吾氏が後任に確定せるも實現は或る時期を待つて居るのであるとまで消息に通じたるかの態度と口吻を以てして居るが、政友會内閣の成立當時に湯淺總監自らが新聞記者に對して

「私は斷じて罷めません……」

と語つた其の固き決意を、果してどの程度まで維持することが、自他俱に可能であるかゞ興味ある點と見做されて居るだけである。

金融組合に對する考察

|| 金融機關としての普及性 ||

金融組合制度の創設されたのは明治四十年であるが、當時の運轉資金は僅かに政府下附の基金及補助貨の散布並に引上のために貸付を受けた補助貨整理基金に限られて居たが、大正三年に至つて組合員に出資の義務を負はせ、同時に預金業務も行ふことが可能となり、先づ金融組合らしいものとなつたのであるから、其の後十三年を経過せる今日に於ても組合數五二一組合、組合員約四十五萬二千人、出資金九百二十萬圓、借入金三千三百九十萬圓、預り金五千百萬圓、預け金二千二百餘萬圓、不動産四百二十二萬圓、貸出金七千五百萬圓に達せることは、單に朝鮮のみならず總ての經濟現象を通じて異數のことと稱すべきである。

恐らく朝鮮に於ける金融組合は、其の發達普及が長足の速度を以てする以上に、都

市組合と村落組合とに二分せられ其の各々がよく分を守つて相互扶助の組合的精神を發揮しつゝあることに特色を認めざるを得ない。随つて或る一面の觀察からするならば、都市金融組合は頗る銀行業に接近して來て居ると云ふことが出来る、此銀行化せる都市金融組合と地方銀行の對立關係を如何に調節せしむ可きかは、金融經濟調査會邊りで相當問題となるに相違なく、既に一部には都市組合は寧ろ庶民銀行と改稱し、其の内容も數歩を進めて銀行化することに更に努力す可しと提唱されて居る程である。相互扶助の組合精神を發揮することに於て、都市の夫れも農村の夫れも同一であるとしても、都市の金融と農村の金融の間には本質的に可なりの相違と懸隔があるのであるから、創設の當初に於て既に截然たる區別を以てせるは餘程、先見の明があつたものと稱し得る。

X

内地に於ける信用組合（即ち組合組織の金融機關たることに於ては、朝鮮の金融組

合と同種である）の加入者戸數は、市街地を除きて全農家數の殆ど七割に達し極めて普及率が大であるに較べて、朝鮮では現在に於て約一割五分しか加入して居ない。この加入率の低きは一般文化の相違上或は已むを得ざる所であるかも知れぬが、未だ普及獎勵の餘地は多々あるものと言はざるを得ないので、總督府理財課當局は、先づ全戸數の三割までを加入戸數たらしむる爲に、區域に於ては三面三千五百戸に對して一組合平均の設立方針に基き毎年廿五六組合づゝを増加せしめんとして居るのは、極めて妥當なる普及獎勵策と評す可きであらうと思ふ。

而もこの金融組合設立普及には重大なる注意を要するものであつて、其の理想標準としては金融組合は單なる經濟機關に止らず、共同扶助の精神の助長に努め部落的改良を爲すの使命を持つて居るから、精神的結合の上に其の區域は可及的に狭少ならしめんとして居るが、加入戸數が農村に於ては平均一割五分内外に止るとすれば、實際狀態として區域を縮少することは應て組合員を過少ならしめ、其の機能を充分に發揮

するに困難が伴ふから、組合事務所所在地に一日往復行程の可能なる地域とすることが肝要である。此の點は將來に於て交通機關の發達せる曉にはまた多少の變遷を免れぬが、一組合の健實なる發達を期する爲には略ぼ一千名の組合員を包擁する必要が絶對的にあると信ずる。

×

金融組合の組合員たることに就ては、組合の區域内に居住する者であつて、地方金融組合にあつては農業に従事し獨立の生計を營む者に限られたる以外には、格段の制限はないのである。随つて小産者たるを將た亦資産階級であらうとも加入は可能の原則となつて居る。随つて資産階級の多くを加入せしめることの不可なりとは斷定し得ないが、組合員としての加入分布關係を如何にす可きか、即ち中産以下の者を多くす可きか、資産階級者をより多くす可きかは實際取扱上の問題として相當に注意を要する點である。

昭和元年十二月末日現在の總督府財務局理財課の調査によれば、加入者の資産状態別は大體左の通りである。

所有土地法決定地價別

	(上)	(中)	(下)
總戸數	一四六、〇五五戸	二八二、八四六戸	一、四三三、〇二〇戸
加入戸數	四八、一二五戸	六一、九四五戸	一一一、〇九三戸
一、(上)トアルハ地價五百圓以上所有ノモノ			
(中)トアルハ同上五百圓未満百五十圓以上			
(下)トアルハ同上百五十圓未満			
二、前記總計ニハ江原、全南、慶南北ノ四道ヲ除ク			

◇収入額別

	(上)	(中)	(下)
總戸數	一八三、八四九戸	三八四、二七四戸	一、四八四、五六三戸
加入戸數	五二、六〇六戸	七七、九六七戸	一一六、〇〇三戸
一、(上)トアルハ一ヶ年収入千圓以上ノモノ			

朝鮮現勢の考察

金融組合に對する考察

(中)トアルハ同上千圓未満四百圓以上ノモノ

(下)トアルハ同上四百圓未満ノモノ

二、前記總計ニハ江原、全南、慶南北ノ四道ヲ除ク

即ち前記統計の示す所によれば、現在の金融組合員は、所有土地法定地價別でも收入額別に於ても、中の階級は上の階級よりも約五割程多く、下の階級は更に中の階級より八割乃至十割程多く、上の階級と中の階級を合せた數が恰も下の階級者の加入數に一致して居る譯で、必ずしも資産の豊富なる者に而已加入組合員が偏せりとは稱し得ず、反對に資産の乏しき階級に限局されたとも云ひ得ず、所謂中庸を得て居るのである。然しこゝに注意を要することは前記の上、中、下三階級に區分の標準に於て、上の階級とされた所有土地の地價別の五百圓以上、年收千圓以上のものが果して資産階級と目し得や否やの疑問であつて、所謂資産階級として、現代經濟社會に其の存在を認知さるゝ程に資本の運用價值を有する者は、恐らく其の十分の一二に止るのであらうと思はるゝから、更に資産ある者の組合員たる餘地と其の必要は充分にある。

X

金融組合の組合員には、階級的に乃至資産の厚薄に由つて差別、制限はないのである。只加入の諾否を組合全體の意思に問ふ意味に於て評議員會に諮るに止る。而も往々にして資産家の加入すること多き組合を忌避し、小産者のより多き組合を目して健實なるものと信じ、資産家は組合員たるべきでないかの考へを持つて居る向があるが、これは大なる謬見と云はざるを得ない。

由來、金融組合の本質は素より直接に中産階級以下の經濟的發達を圖るのが主なる目的となつて居るが、決して對資産階級争闘的機關ではないのである。また金融組合を目して萬一にもそうした謬見に導くならば、階級軋轢の因をなし農村の階級を破壊して社會政策上由々敷問題を惹起することがあらう。

殊に朝鮮の農村に於ては、如何に多數の中産階級以下の者を網羅し其の資本を集成すると雖も現在に於ては知れたものと云はざるを得ぬ、資本の有力なるものを集成し

て組合の活動を期せんとせば、どうしても資産家階級の参加によつて其の資本を利用する必要があるのである。此の點よりして、金融組合は本質上の組合員として中産階級以下の大衆を網羅するも、其の活動を助長する立場より参加する外質上の組合員として資産階級の加入を必要とするとも説明し得る。

×

吾人の最も強く提唱せんとするのは、金融組合の最高中央機關……而も金融機關として有力なるものを設立することにあるが、世人の提唱する所と大に趣きを異にする點は、都市組合の中央金融機關と分立せしむることを條件とするものである。

成る程、金融組合の中央的機關としては現在、各道に聯合會あるも實際に其の本質を検討すれば、現在の各道聯合會は統制と劃一を基礎とする監督と指導機關と目すべき機能がより多く濃厚であつて、假令ば支金庫の關係に對する中央本金庫の如き金融機關としての本末母子の關係は、これを從として居る觀があるのである。この點は聯

合會が單に區域を行政區劃上の一道に限定された爲にも由るものであつて、現在の聯合會當務者の罪と目すべきでなくして、寧ろ其の制度に歸因するものと云はざるを得ぬ。換言すれば金融組合の聯合會を單に各道劃一主義の現制度に止めるならば、資本の集成も連轉も決して充分ならぬのは已むを得ぬことであらう。大正十五年三月末現在に於ける聯合會の業務成績をみるに

聯合會數	十三
會員數	五百二十八
出資拂込金	二十七萬三千四百六十三圓
政府借入金	二百六十萬圓
預リ金	二千七十二萬一千四百五十五圓
貸付金	三千六十一萬六千五百五十圓
預金	八百五十一萬七千七十二圓

金融組合に對する考察

積立金 六十一萬三千九百四十二圓

純益金 二十三萬五千二百三十五圓

であつて、可なりの成績と稱し得るが、これは各道に分在する十三聯合會の夫れを綜合したものであるから前記の數字は想定的のものであり、實際は十三に分散されて居る譯で今假りに京畿道の聯合會の業績をみれば

組合數 五十四組合

出資金 四萬八千五百圓

政府借入金 二十萬圓

預り金 二百五十九萬二千四百七十八圓

貸付金 三百六十萬三千三百二十圓

預金 百四十八萬二千二百七十八圓

積立金 七萬四千八百三十八圓

借入金 二百十五萬七百七十五圓

であつて、十三聯合會業績の綜合するものに較べては何れも過少微弱である。京畿道に於て尙ほ且つ然りであるから他の道は推して知る可しと言はなければならぬ。この數字の比較對照によるも、全鮮的の金融組合中央金庫とも稱す可きもの、設立が、如何に緊切急務なるかは贅言を敢てせずとも分明であらう。

×

金融組合の全鮮的合成機關たる中央金庫の如きを必要とする論議は既に盡きて居る當局もまた其の必要を認め、今日に於ては其の時期並に方法如何にのみ研究が貽されてあるものである。

而も吾人の主張は五十九の都市金融組合の中央金庫と、四百六十二の村落金融組合の夫れとを全然分離せよと云ふ點に於て、從來の中央金融機關の設立論提唱とは餘程の相違あるものと信せざるを得ない。蓋し都市金融組合の銀行化は今後の趨勢上已む

金融組合に對する考察

を得ないものに相違なく、之れが銀行との對立關係如何は金融調査會等に於ても相當に考究論議の焦點ともならうが、農村金融機關としての本質的使命を有する村落組合とは、可なりに懸隔のあるものであり、萬一にも斯くも本質的に相違ある兩者の集成的中央機關を合一せしむれば、農村の資金は漸次に都市に吸収されて農村に還元することは不可能となることを懼れなければならぬ。隨つて理論上既に都市を中心とする主として商工業者の金融組合の中央金庫と、農村中心の村落金融組合の中央金庫は分立せしむることを是認せざるを得ぬと同時に、事實上に於て都市組合と村落組合は其の數こそ五十九組合と四百六十二組合で、一對七半の比率であるが、其の内容に立至る時には必ずしも然らずして大體に一對三程度の差額に止り、また昭和元年十二月

末日の都市金融組合の狀況は

組合員數 五十九組合
二二三、三七五人

出資金	三、三四七、七六〇圓
補填準備金	九二八、八〇三圓
特別準備金	五一〇、一四七圓
借入金	四、六五八、三〇三圓
預り金	一五、六六九、七七四圓
預け金	六、五七七、二二七圓
殖銀媒介貸付金	一、四七六圓
不動産	一、一二八、三一八圓
貸出金	一六、二六二、九四一圓

の如くであつて、優に一中央金庫を組織する可能性を有するが故である。而も都市金融組合の中央機關と村落金融組合の中央機關の對立を如何にし、調和を如何にするかは、營業専門家の範圍に屬するから吾人は其の論議を省くのである。

朝鮮現勢の考察

範をすべき農業金融制度

|| 組織的發達に注目せよ ||

農林省は自作農維持確定に關し農地銀行を設け、自作農の購入する土地代金を地主に對し立替支拂の爲、農地證券を發行し是れを融通證券たらしむ可く根本方針を立案した如く傳へられて居る。此農地銀行設立論は根據を單に自作農創定案に有するものゝ如くであるが、朝鮮に於ては純乎たる農業銀行設立論の提唱さるゝこと舊く、而も朝鮮の現狀に於て東拓が餘りに地主化し、殖銀が餘りに多岐に互つて手を擴げ營農資金の貸付融通機關として専門的にして簡易なるものゝ設立は無理からぬ要求と思惟さるるのである。又或者は朝鮮に於ける一大不動産銀行の必要を力説するけれども、不動産銀行と純乎たる農業金融専門の銀行との間には、自ら截然たる區分の存するもので、不動産銀行の業務としては現在の東拓に金融部あり、殖銀の夫れあり、普通銀行

の擔保たる不動産を證券化し、資金化する必要のための設置論ならば兎も角として、農業資金の圓滑を期する上に於ては、純農業銀行の設置を以て遙に優るものと云はざるを得ない。其の農業金融機關の研究に際して、最も進歩して居ると稱さるゝ先進國の該制度を一通り研究して置くことも此の際、決して不必要なことではあるまい。

獨逸の農業金融

獨逸は世界各國中で最も早くから農業金融制度の完成に努力した國である。而も歐洲大戰前の獨逸は、國情に於て一種の聯邦國であつたけれども、金融制度の上には聯邦組織が現はれず、各種の特殊金融機關を巧妙に配置結合せる組織であるから、我國などに採用するに參考となる可き點が多い。現に内地の信用組合は獨逸のシユルチエ式及ライ式信用組合の長所に倣ひ、また産業組合中央金庫も普魯西産業組合中央金庫に教訓を得て制定したものである。日本勸業銀行の制度は主として佛蘭西の不動産銀行の夫れに模したものであるが、獨逸の不動産銀行の長所を大に採つたのである。我

國のみならず米國の如き新興國にして總ての方面に獨自のものを創案した國ですらも、農業金融機關の資金蒐集の特色に至つては、大に獨逸の制度に學んだ程であつて各國の農業金融制度は、何れも多くの範を獨逸に採つて居るのである。而して獨逸に於ける農業金融機關の主要なるものは左の如くである。

- 一、農業中央銀行
- 二、土地金融組合
- 三、公立土地改良銀行
- 四、公立土地信用金庫
- 五、株式會社不動産銀行
- 六、信用組合（シユルチエ式庶民銀行及びライファインゼン式農村銀行）
- 七、普羅巴産業組合中央金庫

△農業中央銀行 歐洲大戰後に財政紊亂し、馬克紙幣が濫發されたため紙價は慘落

し、是を整理し、獨逸紙幣の信用を回復するために窮餘の策として耕地及鑛山等の不動産を準備として、レンテン紙幣なるものが發行せられ、此の目的の爲に遂にレンテン地代銀行が新設されたのは一九二三年十月のことであつた。此の制度は獨逸の紙幣整理に相當な効果を示し、物價の安定爲替の回復に貢獻する所が少くなかつたが、一九二四年にドゥズ案の成立と同時に八億馬克の外資を得るに至り、新に中央銀行が設立されたので同年十月には、前記のレンテン銀行は解散さるゝことになつたが、其のレンテン銀行は清算過程に入つたものである。

農業中央銀行の目的は、農業に對して長期の資金融通をなすことであるが、併し其の貸付は土地金融組合、土地改良銀行乃至は産業組合中央金庫の如き農業金融關係の團體に貸付くるもので、直接個人には絶對貸付けざるのであつて、此點は我中央銀行の日本銀行が、取引の相手方を一般銀行に限り、直接個人とは取引しないと類似して居る。其資金を得る方法としては資本金の六倍まで農業債券を發行し得るが、更に

聯邦參議院の承認を経る時は八倍まで擴張し得る。本債券に對しては同價額の擔保を備へ、其外に更に是を確保するために銀行の毎年益金から最少限三分の一の金額を、總債權の五パーセントに達するまで特別積立金として保留することになつて居る。尙ほ本銀行の特色とする點は、外資を輸入して國內の農事改善の資に供するのが重要な目的の一つであるから、爲替業をも營み得ること、同行設立の翌年即ち一九二五年には、米國から二千五百萬弗の外債募集に成功して居る。

△土地金融組合 其の沿革は舊くして、百五十餘年前のフリードリッヒ大王の治世に既に出來たもので、伯林の一商人が地主救濟の爲に提案したのが骨子となり、大王は此組合に對して年利二分の低利資金三十萬ターレルを供與したのが濫觴である。

土地金融組合は土地に對する資金を必要とする地主が相互主義に依つて結合し、一の組合を作り組合員全體の連帶責任を以て其の土地を擔保として一種の債券を發行し

之に依つて資金を吸収し、之を組合員に貸付くる制度であつたが、第十九世紀に入つてから設立されたものは之を「新式の地主金融組合」と稱し、總て任意的の組合であつた、更に此の土地金融組合は最初は、大地主たる貴族のために計畫されたが、後に一般農業者も組合を組織し之に加入することとなり、其の性質も次第に民衆化し、是が經營の方法も漸次變化した。戦前獨逸國內に於ける土地金融組合の数は廿八組合であつて、其の中十八組合は普魯西にあつた。一九二〇年末現在で全獨逸に於ける土地金融組合の債券發行高は、三十億馬克に達した。而して土地金融組合の貢獻した功績を對究すると、地主の負債を輕減し、土地の價格を向上させ、永久的なる農業上の改良に必要な資金を供給し、農業者離村の傾向を緩和すること多大であつた。

土地金融組合は利益を擧ぐることを目的としないから組合員に對する利益分配は行れない。利益あれば積立金に繰入れ、組合の積立金は多く自己の債券にて所持し、又組合は自身の所有する金額を銀行に預入るゝ以外に投資することを嚴禁されて居る。

また業務上必要なる以外の不動産及び動産を所有することも禁止されて居る。組合員にして必要なる資金を組合に仰がむとする者は、抵當地の評価を受け其の評価額に應じて資金が供給せらるゝのであるが、普通は地租賦課の評価と同様に純利益を二十五倍せるものから一定額を控除して定められる。

△中央土地金融組合 普魯西中央金融組合は、地主の土地金融組合と相互に聯絡し、其發行する債券の流通を出來得るだけ廣汎ならしむる目的を以て、一八九三年に伯林に設立されたのである。其の構成分子は勿論、各土地金融組合であつて、加入組合が債券を發行するに當つて之を援助し、其の大なる信用を利用して之が保證の任に當り、また自身でも中央土地證券を發行するのである。中央土地金融組合は制度制定の當初に於ては、全部の土地金融組合を網羅する計畫であつたが、實際之に参加したものは個人の組合である。

△土地改良銀行 土地の改良に必要な資金を貸付くる所の公立の機關である。本

制を設けた趣旨は勿論、土地の改良に投せられたる資本は、短時間で回収すべき性質のものではなくして、其の貸付は長期低利而かも非解約的のもので、是が償還は土地の改良による収益の増加から徐々に支拂はるべきものであるから、大體に年賦済崩の方法に依るものでなくてはならぬ。特に中以下の地主が營利會社たる土地抵當銀行から改良資金を得ることが困難である、大地主を多く加盟者とする土地金融組合によることも困難である。随つて土地改良事業促進を期する爲に、聯邦又は地方自治體の經營として公立土地改良銀行の設立された所以である。

土地改良銀行の貸付は、排水、灌漑、肥沃法、道路、堤防保護、溜池、水路設備等の純然たる土地改良事業に限られ、其の貸付高限度は大體に決定純収益の二十五倍若くは抵當物鑑定價格の二分の一とせられて居る。改良による純益増加を見越して貸付くる場合は、土地價格の四分の三又は見込價格の二分の一まで貸付さるゝのである、而して以上の貸付に要する資金は土地改良地代證券を發行して吸收するが、償還は銀

行に支拂はるゝ年賦金に依つて行はるゝのである。

△土地信用金庫 主として地主の組織する土地金融組合の發達せざる地方即ち獨逸の中部及南部に於て發達したもので、土地改良銀行と同様に聯邦の各州又は地方自治體が自ら經營の任に當る公立不動産金融機關である。

此の信用組合の特色は、貸付に於て多額よりも小額の貸付に多くの便宜を與ふる點であつて、貸付は普通一番抵當のみに行はれ、其の鑑定價格の半額を以て限度とし、償還は強制的に年賦済崩法に依らしめて居ることであらう。更に貸付に必要な資金は債券の發行及び基金に仰ぐが、其の債券たるや他の土地金融機關の場合と異つて、其有する債權の全部を一括したものを見返りとして發行するものである。

また土地信用金庫は營利を目的とせず、その貸付費用も貸出利率も他の機關に比して著しく低く、中小地主にとつては頗る便利なるものとされてゐる。本金庫が公共團體や組合に必要な資金を供給し、或は地方に於ける輕便鐵道の施設に資金を融通し

産業の發達に貢獻した功績は決して少くない。

△不動産抵當銀行 獨逸に於ける不動産金融機關として最大の貸付をなしてゐるものは不動産抵當銀行である。不動産抵當銀行は我國の勸業銀行と同様、都市たると農村たるの區別なく不動産を擔保として貸付を行ふもので、其の用途は敢て追求する所ではない。随つて純乎たる農村金融機關としては必ずしも重大なる地位を占めては居ないけれども、單なる土地金融の方面より見る時は獨逸に於ける土地金融機關の中樞的勢力を成すものである。随つて強ひて金融を與ふる土地の所屬や場所によつて概括的の區別を附するならば、土地金融組合は主として大地主に融通を與へ、公立の土地信用倉庫若くは土地改良銀行は中以下の地主に便宜を圖り、不動産抵當銀行は主として市街地に貸付けてゐる。

不動産銀行は土地金融組合が借主の團體であるに反し、貸主の團體である。また不動産銀行には其の沿革から、不動産貸付のみを專業とする純粹なる不動産銀行と、他

の普通銀行業務を兼營する不動産銀行との二種がある。抵當となり得る不動産は、土地、建物、工場、森林、鑛山等の永續的収益のあるもので、是等に對して長期の貸付をなすが、一番抵當に限られて居るのと、貸付額は評價額の五分の三を以て限度として居る貸付資金は主として債券の發行に依つて調達するが、發行現在高は貸付高との均衡を保つに注意せられ、債券は獨逸中央銀行の見返品とせられ種々なる特權を與へられて居るが、發行に際しては割増金を附することは許されて居ない。

以上簡單なる概略なりとは云へ、これを仔細に吟味する時、我國特に朝鮮に或る何物かを教示するところなきか……を吾人は痛感せざるを得ない。

勞銀の資金化と割増付小額債券發行論

|| 偏狹なる道德論を超越せよ ||

産米増殖計畫並に鐵道計畫を主なるものとして土木事業のために、今後十ヶ年間は毎年約七千萬圓程度の事業資金が鮮内に投下せらるゝことは、朝鮮の開発上に最も慶賀すべき現象に違いない。然も前記の金額七千萬圓の七割乃至八割、即ち五千萬圓乃至五千五百萬圓は勞銀として鮮内に直接支拂はる可き性質のものであるから、これだけの勞働賃金を消化する爲には、總督府が産米増殖計畫の基礎數字たる勞銀八十錢を標準とせば、實に一ヶ年に七千萬人の勞働者を必要とする譯であるから、朝鮮の勞働界に於ては一大變革を與ふる機會をつくるに相違なく、殊に現在に於てすら鮮内勞働者の調節に就ては相當に當局が苦慮しつゝあるのに鑑み、一方支那人勞働者の入鮮傾向等をも考慮すれば、新しく研究を重ねて對策を講ず可き多くの問題が生れ出づること

朝鮮現勢の考察

とを豫期しなければならぬ。

先づ支拂はる可き賃銀問題は解決し、其の賃銀を受く可き労働者の需給状況にも支障なしと假定せば、次に考慮すべき問題は、賃銀として支拂はれたる後に其の全部を労働者の任意消費に委して可なるや、亦は如何にして蓄積せしむ可きか、大局よりすれば即ち勞銀の資金化を期せずして差支へなきかの點にあるのである。鮮人の消費癖は現在の民族心性上よりして最も矯正を緊急とする一大惡癖であつて、彼れ等の多くは所得の幾分を蓄財して生活の改善向上に善用するが如きことは全く望み得ない情態にあるのである。成る程、今日までの状況に於ては彼等の大部分は蓄積餘力を有する迄の収入を得ることが政治又は社會制度の缺陷からして到底あり得なかつたかも知れぬが、今後は労働に従事する意志をすら有するならば、労働の需要は前記の如く極めて多いのであるから正當に業務に服する以上は、一人の労働者が一年に二百日労働するとせば百六十圓の標準賃金を所得とすることは何等の困難なく行はれ、而も彼等

の生活程度よりして決して過少な所得とは云ひ得ない金額であるから、眞面目な生活を營み習癖たる浪費を敢てせざるに於ては、必ずや幾分の蓄積餘裕はあり得るに相違ないのである。随つて此の蓄積餘裕を正當に資金化することは、鮮人労働者の爲にも國家の爲にも必要であるのみならず、彼等の浪費矯正の道義的見地からすれば或る程度の方策を以てするも、強制的に蓄積せしむるも差支へないのである。既存の制度としては郵便貯金もあり、既に當局が考慮しつゝあるものでは簡易保險法の實施の如きも、前記の意味を全ふする一策たるには相違ないけれども、蓄積に就て習慣を有せざる鮮人の多くをそこに導く可く寧ろ興味の乏しき觀があるから、一方に於ては彼等の傳統的興味心と射利心に訴へても其の結果に於て、彼等の爲に蓄財法となり、大にしては朝鮮の勞銀資金化となるものなれば、未だ過度期時代の朝鮮に於ては之を敢行するが良策である。即ち此の意味よりして吾人は割増付小額債券の發行賣出しを行ふが極めて適切なるものと信じ、これを提唱するに躊躇しないのである。由來、我邦に於て

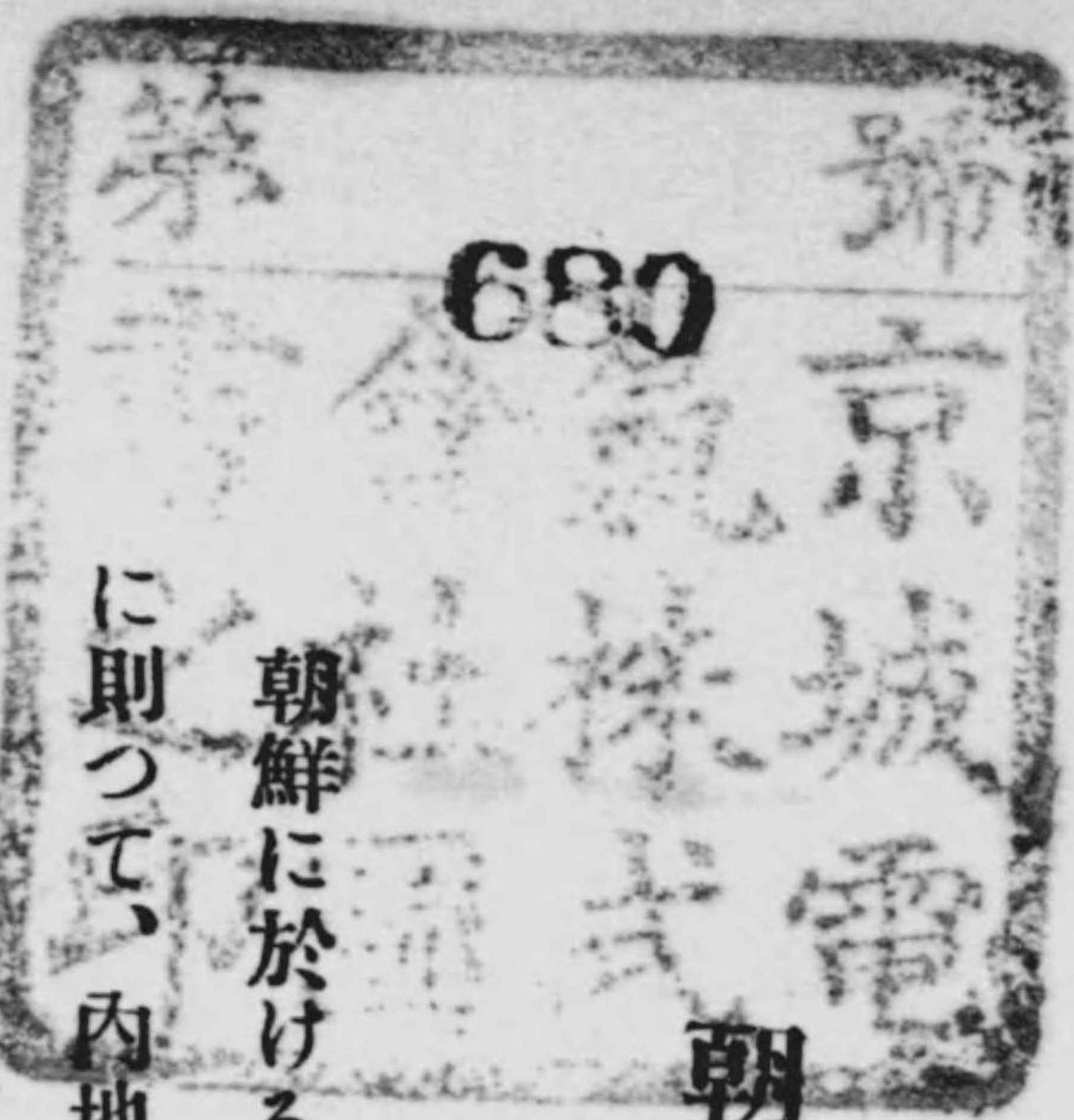
は割増附債券の發行に就ては、多くの場合これを不純、不正視する傾向が顯著であつて最近の實例としては、加藤憲政會内閣が東京市の復興資金を得べく割増附の復興債券を發行した當時も、在野黨方面からは可なり到手痛い反對論が提唱されたものであるが、勿論これは頻々として濫發するに於ては一般國民の下劣なる僥倖心を激成せしめて、遂に健實なる努力性をして墮落せしむる惧れあるに相違ないが、其の動機並に資金の使途に就て不純ならず而も之が取扱に慎重なる考慮を拂ふものならば、國民の以下の階級者の多くから零細なる資金を蒐め得て加ふるに資金の結束的作用を大ならしむるに意外なる効果を齎し得るものである。所謂一攫千金の乃至は濡れ手で粟の掴み取り式な心理こそ飽くまでも排斥するのは國民道義上必要であるが、正當な所得の而も餘裕剩餘を以て、千圓臺の割増債券の當選を期待するが如きは必ずしも責む可きではない。否な寧ろ其の零細な各自の所得剩餘が蓄積され大きな資金となつて、更に國民生活の上に有益な事業經營に投せらるゝならば積極的に賛意を表するに吝であ

つてはならぬと思ふ。更にまた觀察點を變へて、合理的な方法によつて而も不純ならざる動機に發した割増附債券が、國民の興味に投じて行くことが必然であるとすれば餘りに理解のない強制貯蓄などによつて零細資金の蒐集を策する場合に比べて寧ろ道義的であり得るのである。割増付債券の一般的肯定理由は前記の如くであるが、朝鮮に於ては彼等の心理解剖の上から特に興味心に投じ、却つて意外の効果ある可きことを閑却出来ない。

今假りに毎年一千万圓づゝを發行して十ヶ年間繼續するとしても一億萬圓の巨額なる資金は、實に零細なる労働者の所得剩餘から蒐め得られ、また此の資金を直接に地方の産業開發に投せらるゝならば、朝鮮の産業資金は洵に豊富になる許りでなく、究極に於て労働者の浪費癖を矯正し所謂勞銀資金化の理想を實現するに至るのであるから此の場合に割増付債券は國民の僥倖心を激成せしむるものなり、と稱する如き一知半解的な議論に優ること數倍である。此の方法が可能なりとせば、勿論債券額は三圓乃

至五圓の小額に止め、其の期間の如きも出來得る限り短期にして循環せしむることが條件とせられなければ効果は薄弱である。更に此の議論の實行論を漸次具體的に考究するならば、之が發行並に其資金の利用機關としては公稱資金一千萬圓四分の一拂込位の一銀行を設立し、而も其の銀行たるや前記の零細資金の大半が農村地方の勞働賃銀の剩餘によつて成つたものである意味から、農村開拓乃至は農民の實生活向上を促進する事業或は施設に對して、主に投資さる可く條件づけることも必要である。此の意味に於て前記の發行銀行は或は純乎たる農業銀行として成立せしむるが當を得て居るかも知れぬ。

即ち近く朝鮮に於て勞銀の洪水が起り來り、應ては鮮人の浪費癖を激成せしめんことを恐れ其の矯正策としても、且つは農村への資金還元策の具體案としても前記の法は所謂一舉兩得の妙策なるを信じ茲に提唱し、識者の眞面目なる批判を仰ぐ所以である。



朝鮮に於ける無盡業の將來

|| 無盡の特性保存の必要 ||

朝鮮に於ける無盡は、朝鮮人の契に對比す可く内地人間に於て本邦傳統の金融制度に則つて、内地人の移住増加に隨つて發達したものであるが、いさゝか濫設の弊を生ずるに至つて總督府當局は、現行朝鮮無盡業令を發布し免許を受けたる者にあらざれば其の營業をなす能はざること規定したのである。成る程取締の方面より見れば該令は必要に相違ないが、無盡の由來に遡り郷黨知友の間に於て、相互扶助の精神に則り有無相通する金融方法とし、貯蓄の制度とした傳統精神からは益々遠ざからしめ、無盡の營業化を招致した嫌ひがあるのである。

今其の朝鮮無盡業令に依り免許を受けたる營業者の概況は、大正十四年度總督府年報の夫れに由ると同年度に於ける營業者の總數は、京畿六、忠北一、忠南一、全北二

朝鮮に於ける無盡業の將來

全南三、慶北五、慶南四、平南一、咸南二、咸北二、合計二七にして、大正十一年末には全鮮に於て六に止つたのが、同十二年末は一六、同十三年末は二十四と逐年急激な増加を示して居る。また同年末の二十七營業者の負債及資産の總數を示せば

(負債之部)

資本金	三、二〇〇、〇〇〇圓
積立金	一二八、三八〇
未拂無盡給付金	五四六、四七三
未拂入札差金及未拂解約割戻金	九二、一八七
無盡給付資金	四九一、八六四
借入金	一九九、九七六
雜勘定	五七九、一〇五
計	五、二三七、九八五

(資産之部)

未拂込資本金	二、二八七、三〇〇圓
未收無盡掛金	七一八、〇八四
加入者貸付金	六六九、五二九
其他貸付金	六二五、八九五
所有物	二二八、六五二
現金及預金	三四六、一一〇
雜勘定	三六二、四一五
計	五、二三七、九八五

また資産の逐年増加狀況をみると

大正十一年末	一、二五六、六二九圓
同十二年末	二、五九一、〇三五圓

朝鮮現勢の考察

同 十三年末

四、一六七、八二八圓

同 十四年末

五、二三七、九八五圓

にして實に急激なる膨脹をなしつつある。而して是等の數字を他の金融機關の或る者に比較すると、資産總額の五百二十三萬七千九百八十五萬圓は組合數二十五萬を有する咸鏡北道の金融組合の業務總況の資産總額五百八十八萬二千二百三十八圓より幾分寡く、忠清北道の四千九十九萬八千四百圓よりも多く其の中間にあり、加入者及其の他の者に對する貸付金總額の百二十九萬五千餘圓は、組合數全鮮に百五十三の四十四年末に於ける全鮮金融組合の貸付總額より幾分多いのである。

即ち前記の部分的な業務成績の數字に由つて見るも、無盡營業は實に閑却すべからざる實情にあるのみならず、年一年と急激なる膨脹と發達をなしつつあることが分明であり、同時に或種の階級に對しては兎も角百二十萬餘の貸付をなして金融上の使命を果しつつあるのである。然も前記の數字から推斷する所は悉く綜合的なものであつ

て、部分的に其の個々の無盡業者を檢討する時は随分いかゞはしいものもあり、其の業務自體は所謂高利貸と何等異なる所なく、唯其の合法的にして且つ組織的な點の相違に止まるが、一面の批判からすれば、合法的にして組織的なだけ其の弊害は甚大なりとも稱し得る譯である。而も其の弊害の最も基因する所の深きは、經營者の素質が低劣粗惡なることに歸着し、無盡と稱する傳統的機關の運用者として尠くも世話人として忠實ならんと努むるが如き者は甚だ乏しく、極端に収益本能を發揮するを以て足れりとするが如き人物であるから、情誼を基礎として扶助の精神によつて成立されたる無盡の傳統的な特色は没却され、金を貸し元利回収に孜孜たる金貸業者の心を以てされつゝある所に、朝鮮の無盡には一大缺陷が存するのであつて、現行無盡業令が其の營業化を促し却つて本質的精神を没却せしめたる罪は、實に前記の意味に於て痛切に之を責めざるを得ないのである。

吾人をして卒直に其の處信を披瀝せしむるならば、無盡の營業經營をのみ許すが如

き現行無盡令は、これを撤廢するか根本的に修正して、無盡は寧ろ營業的に經營する者をば可及的に制限し、眞に理解し合つた郷黨知友の間に於て有無相通じ相互扶助の精神に基いた非營業的のものをこそ保護する方針に革めなければならぬ。此の場合に勿論、保護と取締とは相兩立しなければならぬから、當局は幼稚なる者に對する指導をも怠る可きではない。然しそこ迄決行するに躊躇するとせば、兎も角、現行無盡令の運用の上に於て、出來得る限り合法的にして且組織的なる高利貸業的に墮せしめざることを心懸けなければならぬ。随つて其の意味からして、吾人等は必ずしも數字的な膨脹を以て成績を云爲せんとはしない、無盡には恰も鮮人間の契が傳統的に力強き根據あると同様に、本質に誇る可くして他の追隨を容さぬ特性を有するのであるから、如何に朝鮮への内地人移住は未だ一般的には時日新らしくして、傳統的な郷黨なく、知友に乏しとは雖も其の特性に俟つて金融上の目的を果し得る機會は多々あるものと稱さざるを得ぬ。要は無盡の精神的特性を發揮せしめよと云ふにある。

X

併し乍ら翻つて其一面無盡が中下層階級に對して、金融上如何に貢獻しつゝあるかそれを吾等としてもこれを否定せない。然れ共無盡業が申分なく發達し、一種獨特の妙味ある金融を完全に遂行するを得るまでに、現行無盡令を以てして無難缺陷なきものとは謂ひ得ないであらう。

無盡會社の濫立を許容する結果は、相當良成績を挙げ實際に其使命を果しつゝあるものたる反面、甚だ面白からざる不良の内容を有する業者のあるは免れざるところであつて、斯くの如き不良者あるため良好の業者が迷惑するのみならず、大多數加入者が甚大なる不利を蒙りつゝあるは争へない事實で、其の實證を舉示するに困難でない此の點からしても當局は營業無盡の許可を現在以上は可及的制限し、其の優良堅實なる營業無盡の助長發展を圖るべきである。

然して一方實際に營業的ならず郷黨知友間、情誼を基礎として相互扶助の精神に則

由したる無盡は、必ずしもこれを排斥するの要なく、寧ろこれを奨勵するも不可なしと云ふを憚らない。また此の意味に於ける個人間の非營業無盡は、善良確實なる營業無盡に毫末も影響を與ふるものでない。

たゞ茲に注意を促し當局官憲の徹底的取締を要望したきは、營業的個人無盡の跋扈横行である、全鮮到る所に頼母子講の親と稱し、或は無盡の元締と謂はるゝ一種の脱法的營業者ありて、甚しきは一人又は數名共同して、數口乃至幾十口の各種各様の無盡を拵へ、正直なる加入者を籠絡し、落札金をも難癖つけ或は口實を設けて附與せず物議と悶着を事毎に惹起し、社會に尠からざる害毒を流して居ることである。

これ等惡徳輩不良徒の取締は、當該官憲で充分出來得ることにはなつて居る、然し乍ら實際問題として、果してこれが實行されて居るか、多少の疑いなきを得ぬ。如上一方の營業無盡に嚴重なる制限と取締を行ふ上は、此種脱法の營業者に對しては、斷然假借なき取締を嚴行すべきは論ずるまでもなきことであらう。

商業會議所の改善問題

|| 徒らなる模倣追従を戒む ||

這般來、内地に於ては商業會議所法を改正して、商工業會議所法とする案が具體的にならんとして居るので、朝鮮でも亦之れに追従して商業會議所を商工會議所と改むる是非の論が、ポツ／＼新聞紙に現はれて居る。

内地に於ける改正の趣旨は、單に商業界に限局されずして工業界をも包含せしめんとする所謂範圍の擴張以上に、其の機能の根源に遡つて迄も幾分改善せんとするものであるらしいが、朝鮮に於て之れに追従した議論は、頗る漠然としたものである許りでなく、單に商業界から工業界をも包含せんとする擴張論に過ぎぬやうである。内地に於ける商業會議所法は兎も角、朝鮮に於ける商業會議所令は大正四年八月公布され同十月から實施されたのであるが、それ以前に於ても勿論、府制施行地に在つては内

鮮人別に之を設立し、内地人側のもの十一、鮮人側のもの十四を算したのであるが、該令の施行と同時に従來の分を廢止すると共に、固く一地區一商業會議主義を執り、内鮮人の共同としたのである。然し該令は單に商業會議所なるものゝ組織、權限及監督に對し或る程度の拘束力を持つ制限並に規程を一律にしたに過ぎぬと云つて差支ない、随つて弊害の誘起を防止するに足りるが、決して積極的に機能を發揮せしむ可く指導、獎勵的分子を含んで居ない。此の意味から言へば現行の商業會議所令にも改善の餘地は多々あるが、單に商業會議所では面白くないから商工業會議所と改稱的の改正論で、而もそれが内地の改正論に模倣し、追従せんとするものであるならば全く意義をなさぬことである。現令の儘でも運用解釋に考慮を加ふるならば、工業者も或る程度までは所謂商業者と見做すことも可能であり、また見做さるゝことに於て工業者が格別の不名譽、不利益をも感じないであらう。要するに商業會議所をして、商工業會議所としての動きを爲さしむることは、法律制度の問題よりも其の運用の術に當る

人の頭の問題である。

京城商業會議所が最近兩三年間は、お膝元に於ける中以下の商工業者の直接問題を閑却して、徒らに産米増殖乃至は鐵道問題の如き國策問題に就てのみ奔走するのは、本末の辨を誤つて居るものだ、と云ふ批評を屢々耳にし、吾人も亦國策的問題に積極的運動を敢てすること必ずしも商業會議所として不可とはせざるも、餘りに度を過ぎたる觀があると思ふ許りでなく、餘りに夫れに狂奔し過ぎて痛切なる當面の問題に迂遠なりし傾向を認めざるを得ぬ。京城が消費都市である以上は小賣商人の多いのは當然であり、而も消費者の大部分が官吏又は銀行會社の俸給生活者である關係から、彼等の消費に關する利害は共通する點が多く、茲に近代的現象として購買組合と稱する消費組合の擡頭するのも當然の歸決であらう、そこで多くの小賣商人は窮狀に陥り、無理な競争を惹起することになつて、前記の消費組合的團體と小賣商人の對立關係は益々複雑なる譯である。是等に就ても京城商業會議所邊りは、當然の使命からして

も積極的態度を執り對策を講ずる所がなければならぬ筈である。更に釜山京城間の鮮魚の鐵道運賃問題の如きも、三十幾萬の京城府民の日常生活問題として最先に立つて積極的に且つ具體的な考慮を拂ふ可きである、殊に是等の問題は大きな意味に於て生産供給者の立場にある釜山の商業會議所と、其の運賃關係に於ては全く利害點を一致して居るから協同的歩調を執ることも出来る。朝鮮に於て京城と釜山の商業會議所が團結して蹶起するならば、大抵の問題は有利に解決するに相違なからうと思ふので、其の邊に向つても熱のある考慮を拂ふ可きである。斯くの如く顯著なる問題の二三をとつて例を擧げてみても、商業會議所として當然拂ふ可き考慮を拂つて居ないのであるから、當面の問題に迂遠なりとする非難は、其の發生する原因に遡つて吾人は首肯せざるを得ぬ譯である。

更に内鮮を問はず日本人は、商業會議所の會頭たり其の他の役員たることをば、一つの社交的地位……………宴會の發起人専門家たるかの如く心得て居るが、大にしては

一國の財政經濟、小にしては其の都市の經濟の問題に對して研究を重ねた上に一通りの抱負識見を持つことを必要なる條件とはしない、他の議員たり評議員たる者に於ても同様のことであつて單なる社交的な社會地位を得んとする名譽慾に出發して居る。殊に朝鮮に在つては、他の政治的乃至自治機關の上に選舉によつて代表せらるゝ制度の乏しく、且つ無力なるためか、商議評議員の選舉に對しては、内地に於て豫想することの出來ぬ別個の政治的雰囲気有するがために、會議所を中心にして郷黨に於ける黨争紛議の醜惡なるものが繰返さるゝことが珍らしくないのである。

前記の現象を、諸外國殊に佛國の如く巴里を初め主要都市の會議所會頭たる人物は何時たりとも一國の藏相たる手腕と識見を有する者であると云ふ事實に對比して餘りの相違と懸隔あるを痛感するのである。勿論、斯くの如きは國民の市民的訓練の問題に屬して、一朝一夕にして改め得ることではないが、商業會議所の使命には眞面目なる分子……………市民の經濟生活上の研究機關たることの重大なる意義のあることは

先づ社會人が一般に覺醒して可なることであり、同時に單なる商工業者に對する利益擁護の機關でなく、尠くも「利益擁護」と稱する意味には、全社會各階級の階調を紊さざる範圍内にあることを條件附けた上でなければならぬのである。此の經濟生活上の研究機關たらしむる必要は、朝鮮の各會議所の實狀に徴して殊に痛感せざるを得ないと同時に、單に當業者と稱するだけで素人許りの智識の持寄りでは物足りぬから、常に財政經濟上の識見者乃至は特殊技能者との間に研究上の聯絡を維持することを閑却す可きではない。

之を要するに朝鮮に於ける商業會議所の改善は緊急事には相違ないが然し外形的な制度の問題よりも、内部的な認識の問題である。換言すれば人の問題であり、頭の問題であつて、眞面目なる而も有力なる權威ある機關として其の目標に進み、在來の徒らなる社交的機關たるかの如き遊戯的な感念を脱却せしめなければならぬ。

販路調査會の設立論と商品陳列所問題

|| 消費方面に留意せよ ||

這般、京城商業會議所を筆頭に、殆ど京城に在る總ての商工業團體が一致して、倭城臺の總督府舊廳舎にある朝鮮總督府商品陳列館の移轉をば、京城府長谷川町の公會堂横手の候補地を指定して要望し、其の理由とする點は、商品陳列館の位置が悪く公衆の縦覧に不便であるから、公衆の出入に便利な地に移轉して商品陳列館としての機能を十分に發揮されたいと云ふ點にあつた。現在の朝鮮總督府商品陳列館が如何に暫定的にもせよ人里離れた倭城臺に置かれてあること、更に單に商品見本の陳列に止る點に鑑みれば、前記の要望は當然過ぎる程の要望であるのみならず、商品陳列館に對する期待が、民間當業者にあつてそれ程まで積極的になつたことを慶賀するに足りるが、更に一步深く省察の歩を進め、單に交通頻繁で人の出入の良い地點に移すことだ

けに由つて、決して商品陳列館の全部の使命が果されるものでないことを知る必要がある。

總督府の商品陳列館の如く全鮮十三道に互る頗る廣汎な範圍を網羅し、對照としなければならぬものでは、單に鮮内の生産物資を陳列して博物館式に縦覽せしむるにしても容易ならぬことであつて、各地の商品としての生産状況を仔細に知り、以て其の地方への生産經濟を究むる上には、朝鮮の生産が増大した今日に於ては、寧ろ各道が試みつゝある商品陳列館によつて目的を果さる可きものであると思ふ。然らば全然其の必要なきやと云ふに決してそうではなく、各道の商品陳列館が企て得ざる方面に未だ幾多の、而も却つて重大な使命が貽されてあると確信するのである。第一に現在の商品陳列館は經費の關係からでもあらうが、餘りに靜的に墮して居る。第二には單に生産として最終の過程に立つ商品の陳列に過ぎずして、生産の全過程を諒解せしむる考慮に缺けて居る。第三には其の商品の需要乃至消費關係に就て明瞭な動的狀況を

知らしむる工夫と、資料が足りぬのである。即ち今の商品陳列館では、縦覽して目に止つた商品があつたとしても、生産總量も判らず従つて幾何の註文に應じ得るかも不明、註文の相手は何人にするが最も適切であるか迷はざるを得ない。ましてや或る一定數量を大阪なり東京なりの大都市にまで廻附せしめて、其の運賃が幾何程を要するやに就ても一見して不明であり、またこれを直ちに照合する方法すら出來て居ない。僅かに朝鮮のごとで何の品が、一ヶ當り何圓何十錢の値段で出來ると云ふ程度の見物旅行者に對する漠然たる印象位を與ふるに過ぎないのであるから、商賣人が茲を縦覽して取引上の便宜を得るが如きことは、到底期待し得ないのである。そこで吾人が提唱するのは、一般公衆が京城見物の一つに加へて縦覽するには幾分の不便が假りにあつたとしても、生産地に於ける状況を仔細に知り得て、且つ主要なる都市に廻送して果して幾何程の運賃諸掛りを要するかと云ふ程度の、換言すると商品案内所としても相當の便宜を與ふことが出來る程のものにして商品陳列館としての機能を發揮せしむ

可きであると云ふことである。

此の意味の部分的實現策として、朝鮮特産品の包装に關する研究乃至展覽會開催又は見本市の主催の如きを主張するのである。これ等は所謂商品陳列館としての動的活動の主なるものであつて、これを忘れて商品陳列館存在の意義を他に認め得べくもない譯である。

議論はいさゝか枝葉に互るが、商品陳列館改善論の提唱からして、吾人は朝鮮特産品の販路調査會の設立を希ふ者である。由來、今日まで朝鮮に施設された産業策は着々緒につきつゝあるが、要は生産増加と品質の向上と云ふ二點に限られた観がある。成る程米の如きは幾分其の販路擴張に關する積極的研究も行はれて居るが、大部分のものは朝鮮側の生産者自らが、其生産品の本當の販路、需要地に於ける消費狀況如何に就ては理解を持つて居ないのである。現に南鮮方面は釜山、西鮮方面は仁川を集散地として年々巨額の乾蝦が大阪に移出されたが、大阪に於て如何なる目的に消費され

つゝあつたか判らなかつたのが、偶然の機會に於て、其の乾蝦は大阪から更に静岡縣蒲原地方に移り所謂「櫻るび」の原料となつて居て、出來上つた「櫻るび」は大阪に戻り内地各地は勿論、朝鮮にも逆移入して居る過程が判然したので、二三の乾蝦製造業者は直ちに「櫻るび」の製造に着手し今日では内地製産「櫻るび」に劣らぬものを製造し、直接に内地に移出しつゝ得るに至つた。其他全南を主とし慶南沿岸より産出する年額數百萬圓の海苔の如きも如何、思半に過ぎるものがある、實に是等の現象は、朝鮮内の製造工業が幼稚であると云ふ許りでなくて、販路に就ての仔細な研究と理解を缺いて居た實例である。随つて朝鮮としては其の信用と聲價の上に重大な損失を被つて居る許りでなく、生産者と需要者の間に多くの迂回商人を介在せしめて物價を昇騰せしむる原因となつて居る。今は僅かに蝦に就ての一エピソードを以てしたに過ぎぬが、數多い朝鮮産品の個々に就て詳細な研究を續けたならば、臆ては意外な事實を發見するかも知れぬ、即ち生産より消費に至る詳細なる過程を知ること、生産者たる朝鮮

側の利益からも、生産より消費に達する過程を出来るだけ短縮し、間接より直接に移すことの經濟的本義からも必要なことである。

それが爲に朝鮮に於て官民合同の有力な販路（或は販路と稱する言葉は必ずしも妥當でないかも知れぬが）調査會を組織し、朝野の有識を網羅し、合理的な方法に於てこれに當らしむることは極めて緊急事であると信ぜざるを得ない。更に全鮮商業會議所聯合會の如きは、斯くの如き切實な問題にもつと留意す可く切に勸告したのである。

東京に國立朝鮮博物館を設立せよ

|| 國民の朝鮮認識を向上のため ||

内務省社會局が國民の海外移住獎勵に對して、曾つてみざる積極的態度に出で、昭和三年度豫算には此の方面に可なり多額の新規要求をなすことに決定し、其一つに百萬圓を以て海外事情を國民に理解せしむる爲に東京に海外移民博物館を設置する案が傳へられて居る。國策的見地からして國民の海外移住の必要、これに伴ふ積極的保護獎勵の緊急なることは今更贅言を要せざることであるが、社會局當局が一般國民の海外事情に對する理解向上に就て留意し、對策樹立を企劃しつゝある點には、國民の對外的意識の更新と稱する意味から賛意を表する所であり、朝鮮に關聯して考慮するの必要を痛感するのである。

我邦民の對外的智識の乏しきこと、對外事情を知ることに興味を持たざることは、

數千年來の傳統的島民生活の結果とも目すべく、洵に全世界民族の生活が國際化しつつある秋に際して遺憾な點で、學校教育に於ては勿論、社會教育に於ても充分なる注意を要することであり、前記の海外移民博物館設置の如きも、單なる移民思想獎勵の機關としてではなく、國民の海外事情に對する興味を喚起とも云ふ可きもの、更に大にしては對外的智識の社會教育機關としては、寧ろ期企する者の豫期する所以上に重大の意義を認めざるを得ぬ。

宇垣朝鮮總督臨時代理が赴任の途中、京釜線列車中で往訪の新聞記者に語つた一節に『我國民は由來、南方に對しては相當に智識を持ち、且つまた其の事業を知らんとする興味を有して居るが、北方に對しては全く理解なく隨つて興味をも持たざる傾きがあるので、北海道の開拓が遅々として進まず、延いては朝鮮並に滿蒙方面に對しても比較的無理解を免れぬから、今後は其の注意を此の方面に喚起するが急務である云々』とあつた。其の言は素より車中談の一節で、必ずしも用意の整ひたる材料を

基礎として述べたものでないが、大に肯綮に値するものがある。即ち一般國民の朝鮮に對する理解と注意と興味とを缺ぐことに對しては、朝鮮統治上重大なる責任者としても之を認めて居ることが判る。そしてまた其の傾向を其の儘に放任して置く可きものでない、と云ふ施設上の方針の一端をも窺知せしむるに足りる。朝鮮總督府としても軍閥總督が單に朝鮮の會計獨立を目標として一意専心たりし時代はいざ知らず、大正八年の制度改正後に所謂文化政策の提唱されて以來は、朝鮮に於ける各般の事情を内地に紹介すべく可なりに努力したものであつて、下岡總監の手に由つて行はれた行政整理の時に廢止された庶務部調査課の如きは、全く朝鮮事情の宣傳機關たる觀があつた程である。殊に大正十二年九月關東の大震災に際しては、妙な風説からして内地に於て朝鮮人に對して一種の誤解を激成せしめたので、之が誤解を解く可く朝鮮事情の大々的内地宣傳を總督府自らが試みるこゝとなり、時の守屋庶務部長、丸山警務局長を初め、平井商工課長、大西調査課長、田中監察官の如き錚々たる、而も新思想に理

解ある官吏連を内地の主要都市に派遣し、講演會に活動寫眞に乃至は所在の新聞關係者に對する御馳走政策までも敢てして努むる所があつた程で、之が爲に直接經費の支出は勿論、民間側に於ても朝鮮事情の宣傳が一時の流行となり、吾も彼もと企畫せるものに對して多少を論せず相當に補助した額も決して寡少ではなかつた。

斯くの如き種々な動機に於て又は官民の各方面から、あらゆる機會に於て試みられた所謂『朝鮮事情の宣傳』には、随分と不純なものもあつたが、兎も角に其の究極は或る程度まで内地に於ける『朝鮮』の理解を向上せしむるに至つた譯で、産業増殖計畫乃至鐵道計畫の如きが内地資金の多額を仰いで具體的に成立するに至つたのは、其の邊の對朝鮮理解向上が與つて力あることは何人も争へざる事實である。然しこれまでの朝鮮事情の紹介乃至宣傳は、嚴格な意味に於て朝鮮の爲めに止るものであつて、帝國民の國際的資質を向上さする意味に於ての朝鮮に對する理解の向上までは達して居ないのである。朝鮮を新附の國民として知ることには、高等小學校乃至中學校の地理

科で事足りるとしても、日進月歩の朝鮮特に其の經濟的の質と力の考察、または恒に流動して暫くも停止することなき朝鮮民族の心理の觀察にまで遡つて朝鮮及朝鮮人の本質を理解せしむることは、國民的覺醒に俟たなければならぬ。それに就ては有力なる社會教育に由つて完成さる可きであるから、此の方面に出来るだけ多くの努力が國家的に眞面目に注がなければならぬと確信する。此意味に於て東京なり大阪なりの大都市には、國民全般の朝鮮智識の向上乃至は通俗的（但し決して不眞面目な意味でなく、實際に迂遠ならざることを寧ろ強く意味する）な研究機關として朝鮮博物館（此の場合に博物館の字義をば從來の徴古の意味を以てせず、且つまた頗る動的に解釋する必要がある）を設立することが比較的大いに必要である。

この方法は理想的に完成するには、決して過少なる經費では勿論充分に効果あらしむることが出来ぬから、單に總督府の力のみでなく、中央政府をも説き協力して當る可き國家的事業たるを失はぬ。そしてまた經營に際しての態度は、内地に開催さるゝ

各種の博覽會乃至は共進會に際して朝鮮館を建設して朝鮮産品を宣傳するが如きものでなく、尠しと雖も不純なる分子を介在せしむることなく、飽く迄も社會教育家としての眞面目なる態度と、正確なる認識の下に朝鮮及朝鮮人に對する國民智識の啓發向上に當るの意氣を以てしなくてはならぬことを附言するのである。

鮮銀發券權回收論を批判す

|| 鮮銀券の勢力圏如何 ||

特殊銀行の不始末事件が頻々たる當時、その發券權を日本銀行に統一すべしとの議論は可なり強く高唱せられたものである。最近また臺灣銀行整理問題に關聯して、發券權統一が絶好の機會なりとして其の論が擡頭し來り、然も臺灣に於ては總べての團體が反對即ち現状維持の運動を開始した。これに伴ふて單に臺銀のみならず鮮銀の發券權統一論がぼつ／＼擡頭し來り、臺銀の不始末を現實に見せつけられた一般國民が其の發券權統一を肯定する空氣が漂ふて居るので、朝鮮銀行の發券權統一も何等疑義のない問題であるかの如く思惟されんとして居ることは、吾等在鮮者が格段の注意を要する點である。

鮮銀も臺銀と同じく過去に於ては、隨分放漫貸付を行つたことは事實であるが、整

理の進捗程度は到底、臺銀と較べ物にならぬ位に着々と其の實を擧げて居るのみならず、本年五月の未曾有の財界パニックに際しても貧乏搖ぎだにせず、尙且つ朝鮮に於ける中央銀行として其の機能を充分に發揮し、總督府財務當局の方策と相俟つて鮮内財界の安靜を維持せしめ得たもので、此事實は偶然にして而も絶好無二の試験に逢着したやうなもので、朝鮮銀行が健實なる經營の緒につきつゝあるを現實に立證したのである。随つて今日の實際から見るとは、臺銀に整理が緊喫であるのと同一の事情には鮮銀は置かれてゐない譯である。と同時に臺銀に發券權を與へて置くことの危険性は、必ずしも鮮銀の夫れには認め得ないのである。尠なくも鮮銀の發券權統一論は臺銀の夫れと同一に論せらる可きものではない、然るに鮮銀も臺銀と同一に特殊銀行と稱する概念的名稱に包含されて居り、曾つては臺銀に發券權を與へて置くことの危険であるかの如き事情が、そこにも認められて居たゞめに同一に論せらる可きでない發券權統一論が、今また鮮銀の上に云爲されんとしつゝあるので特に吾人の注意を惹く

譯である。

同じく特殊銀行であつても、臺銀と鮮銀の本質には可なり大きな相違がある、第一に臺灣に於ては地方銀行並に其の他の金融機關が、幼稚且つ不整備であつて其點は普通銀行の普及し金融組合の異常な發達した朝鮮の夫れとは同日の比でない、随つて臺銀は中央銀行としての一次的業務以外に拓殖關係の貸出も二次的に行ひつゝあるものであつて、寧ろ朝鮮に於ける鮮銀の他に殖銀または東拓の金融部の業務をも兼營せるものに頗る類似して居るが、朝鮮銀行は朝鮮内に於ては純乎たる中央銀行であつて、直接資金需要者に對して自由に融通する如きことは、臺銀の如くルーズであり得ないのである。換言するならば、中央銀行としては寧ろ臺銀よりも鮮銀の方が、本質的意義を明瞭に維持して居るのである。

第二に兩行の對外國際的地位に就て觀れば、臺銀が南支並に南洋方面の貿易に資金を供給し、爲替銀行たるのに較べて、鮮銀が滿洲方面に於ける重大なる金融機關とな

り、其の發券を流通せしめ爲替業務にも當つて居ることの方が、遙かに重大なものである。この二點を考察して假りに鮮銀の發券權を奪ふと假定したならばどうであるか、殆ど鮮銀を存置せしめて置く意義が無くなつてしまふのである。否鮮銀存置の意義は第二義としても、滿蒙に開拓された帝國の經濟圏は甚しく脅やかされなければならぬ。而も彼地の金融系統が整備し、且信用するに足るものであるならば兎も角、系統は亂雜、信用は動搖多く、加ふるに銀相場の變動甚しきものがあるのであらから、彼地に流通されて居る鮮銀券を引揚ぐることは、彼我ともに不便がある譯である。即ち對外貿易關係に於ても鮮銀と臺銀は輕重の差を餘程認めざるを得ないのである。

これだけに臺銀と鮮銀の本質的の差異を説明すれば、既に臺銀發券權回收と同一の論法では、鮮銀のそれを云爲することの不可能なるを諒解されるに相違ないが、更に所謂發券權統一論者の説く所の、鮮内又は滿洲の各地に多數の日銀支店を置くか、然らずんば駐在員を置いて未發行券を準備せしめ、必要に應じ電報一本で臨機に發行さ

せること、日銀の貸出條件を緩和すること等の具體的方法なるものが、朝鮮に於ては實際に支障なく行はれ得べきものとは豫期されないのである。五月中に惹起されたモラトリアム事件の如き一大バニツクに際して、日頃は甚だ心もとなく危まれた朝鮮及滿洲の金融界が、却つて案外の健實性と平穩味を帯びて居たのは、確かに鮮銀の存在することに原因して居たのであつて、鮮銀としては其の眞價を發揮したものである。併も斯くの如き非常時に際しての鮮銀の作用の大部分を爲すものは發券權にあるが故に、現在の状態に於ては鮮銀の發券權回收論に賛成することは、朝鮮の實情を理解せざる早計なるものであると斷言せざるを得ない。

滿洲に於ける朝鮮銀行の流通高

大正十五年九月末	二六、九三六、五五〇	大正十一年末	三九、三九〇、五九〇
大正十四年末	四四、六六三、六九〇	大正十年末	三五、〇八一、七一〇
大正十三年末	四一、五六一、六六〇	大正九年末	二七、八三八、三三〇
大正十二年末	二九、四七三、〇三〇	大正八年末	四三、一三四、〇九〇

鮮銀發券權回收論を批判す

大正七年末	三、四七、八九二圓	大正四年末	一、一八六、〇〇〇圓
大正六年末	六、四四四、二六〇圓	大正三年末	一、三三三、三〇一圓
大正五年末	二、八二三、六七〇圓	大正二年末	四三五、六九〇圓

滿蒙中央銀行論の不純論據

|| 舊型思想の迷妄に驚く ||

滿蒙の地に一大中央銀行を設定し、且つこれに發券權を與へしめんと提唱したのは故早川千吉郎氏が未だ滿鐵社長に就任する以前のこと、記憶して居る。更に少し遠く遡つては、十餘年前の大隈内閣の當時に於ても財界方面に有力に提唱されたこともある。然るに最近に、田中内閣が積極的な新滿蒙策を高潮し、これが具體的方策の一として我國の經濟的投資と滿蒙の發展とに資すべく滿蒙の地に中央銀行を設立せしむ可しと唱ふるものは從來の滿蒙中央銀行提唱論と大に趣きを異にして居る。

從來、滿蒙方面の金融に多大の便宜を計つて居たのは鮮銀と東拓であるが、鮮銀も東拓も整理促進の必要から、從來に比して最近には滿蒙への金融が手控へ勝ちになつて居るのは事實で、鮮銀や東拓自體の業績恢復の點からすると、手控へする勿れと勸

むることも躊躇されるのである。随つて同方面の商業會議所を中心とする實業家の間には、金融圓滑を圖るを急務なりとして滿蒙中央銀行熱の著しく擡頭するに至つた経緯も大に諒とする點が多々あるのである。此の在滿邦人の滿蒙中央銀行設立論の進展に對しては、吾人等も多大の興味を持つて其の成り行きを眺めて居る者であり、鮮銀乃至東拓が將來に於ける此の方面の立場をも考慮する時には、種々と註文的な考慮を拂ひたいのである。第一に内地のそれと趣を異にし、他の主權領土内に於てすることであるから組織、制度の總ての準備に周到な考慮を拂ふ必要あるのは勿論であると信ずる。

然るに最近の中央銀行設立論は、前述する如く從來の夫れと著しく面目を異して、發券權を與ふることは數億の發行高を有する奉天票の整理に當らしめ、張氏の東三省に於ける財政整理の計畫を樹つるにあると云ふのである。中央銀行をして奉天票の整理に當らしむると云ふことは、直ちに中央銀行をして張作霖氏の勢力下に歸屬せしむ

ると云ふ意味と紙一重の隔りである。勿論、滿蒙財界が今日の如く紊亂の極に達し、金融の梗塞甚しきに至つたのは、奉天票の濫發に直接原因して居る。また奉天票の濫發は、一に張氏の財政的必要から他の一切が犠牲に供されて居る結果である。然も張氏の財政は彼が東三省以外に歸出して徒らなる統制的野望を積極的に持續する間は、益々其の窮乏を訴へ、依然として救はるゝの見込はないのである。然らば此の際究極する處奉天票整理の爲に中央銀行設立は、事實に於て結局張氏の財政救援となる譯である。果して然らば何たる妄見であらうか、吾人は不純なる其の滿蒙中央銀行設立論に啞然たらざるを得ないのである。

前記の意味に於ける滿蒙中央銀行論の妄見たることに二つの理由がある。第一に假りに張氏の財政救援必ずしも不可ならずと前提するも、今日より以上の紊亂を滿蒙財界に誘致することなしとは、支那の政局的將來並に張氏の野望轉變を忖度して何人も斷言し得まい、然らば中央銀行を設立し其の整理に當らしめても暫定的効果に止り、

恒久性を帯びて居ないのであるから、それが爲に拂ふ犠牲としても大き過ぎると言はざるを得ない。第二に結果に於て財政救援となる可き其の中央銀行設立は、今日支那の何れの黨派にも超越して所謂絶対不干渉主張の外交方針を標榜し（また論理的に其の主張により多くの當然性ありとすれば）つゝあるのに對して一大矛盾でなければならぬ。更に一步を具體的説明に踏み入るゝならば、それに對支軍閥支持と稱する舊型思想の迷妄に陥つたものであるからである。また世間の誤解の恐る可きものがそこに胚胎するに相違ない。

吾人等は決して滿蒙中央銀行の實質的反對論者でなく、第一に第三國の主權を于犯せざる方法に於て、第二に如何なる政治的勢力とも關係なく寧ろそれを超越して、滿蒙財界の動脈として何人からも制付されぬ基礎の上に立つものであるならば、其の必要を拒まんともしない。其の意味に於て滿蒙以外の根據を有する堅實なる銀行が、羽翼をそこに延ばし、滿蒙に於ては中央銀行の實際性を備へしむる方法が、寧ろ合理的

であり且つ轉變極りなき滿洲財界の波動を影響さるゝことが尠なからうと思つて居る譯で、鮮銀邊りが堅實に其の地歩を改め來つた曉に、眞面目にして積極的なる進展を滿蒙に試みることの一日も早からんことを期待するものである。

滿蒙特殊銀行設立論の當否

|| 特殊地帯の正當解釋 ||

滿蒙に特殊銀行設置の問題は、茲に數年來の懸案で前若槻内閣は、主として關東廳當局をして參考資料の蒐集並に調査をなさしめて居たが、這般財界の動亂あつて以來、益々滿蒙の金融は極度の逼迫を告げ、總べての事業は資金難に陥り、殆ど手も足も出ぬやうな窮狀にあるので、在住邦人の間には改めて其の設立を要望するので、田中内閣に於ても當面の重大問題として考慮することになつた模様である。朝鮮側としては此の問題の移推に就ては、全く無關心で居ることが出來ぬのである。

滿蒙に於て特殊銀行を設置するの可否論が、擡頭するに至つたのは必ずしも最近來のことではなく、遠くは大隈内閣當時にも一部に於て提唱されたことがあるのであつて其後に於ても滿蒙に於ける經濟的我が特殊利權の上に何等かの變調を呈すやうな場合

に限つて、多少の形式が更つて説へられつゝ今日に至つたものであるから、一口に滿蒙の特殊銀行設置論と稱しても、時と場合によつて、また提唱する者の夫々の立場によつて議論の形式、内容には尠からぬ相違があるのは免れぬ譯であるが、現在に於て提唱されつゝある設置論の大意は、第一に今日まで滿蒙地方の開拓事業資金の融通は、主として鮮銀と東拓が其の任に當つて居たが、總べて固定貸しとなつて資金の回收が出来ず、其の成績不良が寧ろ前記兩會社の整理問題の根幹をなして居る程で、今日では全く休止して居ると同様であるから何等かこれに更はる可き機關を必要とする。第二は滿蒙は帝國の既得權擁護地帯であつて、將來の經濟的發展を圖る上からも有力なる金融機關を必要とする。と云ふ二點に存して居る。

吾々をして卒直に批判せしむるならば、第二の主張點は論理上これを肯定するものではあるが、第一の主張點は要するに、從來の機關たる鮮銀並に東拓が充分なる機能を發揮し得ずと云ふのにあつて、必ずや其の資格が本質的に缺如すると主張するもの

でない、隨つて其の論旨には從來からの鮮銀や東拓をして、更に適切なる機關としての活動を促す方法の有無如何に就ては全く閑却して居る。つまり鮮銀や東拓を無能力者視して度外視した所に吾人の不滿がある。素より吾人と雖も鮮銀や東拓の無條件肯定論者でも、また謳歌論者でもなく寧ろ特殊銀行會社として、特に嚴密なる批判を下さんとする者であるけれども、鮮銀や東拓が滿蒙に於ける過去の業績失敗に就ては、單純な營利會社の經營方針の圈内を離れて重大なる禍根のあることを認識せざるを得ないから、其の重大なる禍の源流に遡らずして、單に過去に失敗せることを以て直ちに將來に於て其の資格なし、とするが如き議論の提唱者には再考を求めざるを得ないのである。

然らば過去に於て鮮銀及東拓の滿蒙に於ける事業を不振ならしめた重大なる禍根とは何を意味する乎と云ふに、如何に滿蒙は我國の特殊利權地帯に屬し、擁護すべき既得權は多々存するにもせよ、飽くまで他國の領土であると云ふ理解を缺ぎ從來の滿蒙

經濟發展策が企圖されたことを主なるものとし、開拓事業の如き土地を對照として行はる可き事業が、其の土地に對する邦人の個人的權利の確定なき即ち商租問題の未解決の儘に行はれたことを從とするのである。土地に關する商租權の不安定なる他國の領土内に於て行はるゝ開拓事業の如きが既に不安定極まるものであるに拘はらず、これに對して行はれた金融が安固なる可き筈はない。即ち鮮銀並に東拓の彼地に於ての不成績は、主動的理由をのみ責むるは寧ろ酷烈であつて、重大な他動的理由を或る程度まで認め之れに對する對策を豫め講ずるに非られざば幾度其の機關を更ふるも其の結果に於て同一である。特殊銀行設置論者がそこに留意し、相當の研究を怠らざることを警告し其迷妄を嗤ふ所以である。

然し乍ら吾人は、滿蒙に於ける經濟伸展策上から其の特殊機關の不必要を説く者では勿論なく、また鮮銀及び東拓の現状を以てして足れりとする者ではない。たゞ新に一大銀行を設置する迄の絶對的必要あるや、從來の機關をして其の任に當らしむるこ

との絶對的不可能なりや否や、の二點に就て大に疑問を挾まざるを得ないのである。

吾人の卒直なる所懐からするならば、我邦が滿蒙の開拓事業を親和的に而も積極的ならしむる上には、單に金融機關たる銀行よりも、一面には直接に事業の親切なる指導者たる地位に迄も立つ可き機關を以てするが遙かに合理的とするのであつて、東拓は勿論、土地改良會社の如きが更に日支親善の恒久的見地から機能を發揮するに努む可きを確信して居る。此の點は東拓乃至土地改良會社の主腦者にしてより以上に先見の聰明さがあるならば、今日に於て慎重考察を重ねて然る可きである。

新二宮主義を朝鮮に提唱す

|| 努力主義への農村浄化 ||

總督府當局の説明する所によれば、今後十年間の産米増殖並に鐵道計劃の進捗する期間は、其の他の本府直營の土木工事をも合せて毎年平均七千萬圓の資金が投せられ、其約八割を占むる五千萬圓餘は全く勞銀であるから悉く朝鮮内に殘存すべきものである、と同時に此の勞銀をして極力蓄積せしむる方法を考慮する必要ありと云つて居る。成る程、斯くの如き巨額の勞銀の蓄積は素より必要に相違ないが、吾人は更に根本的に深く遡つて、斯くも勞働者階級の好景氣が打續くことに由つて、重大なる社會的疾患を貽すことを憂慮せざるを得ぬのである。

朝鮮の農村は、土地の分布狀況よりすれば、極めて小數の地主階級と極めて多數の小作人階級の對立關係に置かれてあるが、小農組織中の小農組織であり、且つ極めて

最近まで農村は完全に近い自給自足の生活團體を成して居た。即ち農民の慾望と文化と經濟が低い爲めもあらうが、殆ど自ら耕し、自ら紡ぎ、自ら建てる程度に自足の經濟圏内に在つた、併合と稱する國家組織上の大變革が、斯くの如き自足經濟の農村に或る種の衝動を與へ、次で所謂『朝鮮産業の開發』と稱する題目が唱へらるゝ毎に、近代の商工業文明が迅速に侵入して來たのである。然も朝鮮に於ては今日迄の所では、内地の農村に於ける夫れの如くに直接に農村の機械化を爲したものは云へず、其の爲に農村に於ける勞働力の餘剰を生じたのではないが、農家子弟の都會を追ふて離村棄農する者は續出した、離村棄農の結果は同一かも知れぬが、其の動機は内地など同一でない。即ち内地の農村は農村の勞働力に餘剰を生じたからであるが、朝鮮では必ずしも勞働力に餘剰を生ずる迄に農村自體は商工業化しなかつたけれども、内地乃至は鮮内の都會の華やかさに農村の子弟をして茲に引きつけられてしまつた譯である。隨つて一部の農村に於ては勞働力の缺乏を來し、それが寧ろ重大な禍根を成しつゝあ

る觀がある。

けれども都會の包括力にも限度あるもので、農家の子女が争つて都會に集り職工、女工、商家の丁稚小僧となり、幾分か餘裕ある者は相當の學校を卒へて銀行員會社員となつて都會生活を營まんとする者の全部を受容することは出來ずして、職業難となり吾人の眼前に重大なる社會問題として横はりつゝある。斯くの如き近代的の一般事情に基く失業の救濟的意味よりしても、今後は産米案に由る土地改良、鐵道、河川改修等の巨大なる工事が而も主として農村に於て行はれ巨額の勞銀がバラ撒かれることは慶賀すべき現象に相違ないが、また一面には、如何に農村中心に前記の諸工事が行はれ、農閑期に於ける勞銀收入を農民の爲に豊富にするにしても、これが連續的に繰返さるゝ裡に、土を耕すを以て本然的使命とする農民に勞銀取得の甘味を覺へしめ、鋤を執ることのつまらなさを感せしめはしないかと大に憂慮するのである。先づ極く適切な言葉で言ふならば「農民の勞銀取得慾」を馴致することを懼れ、農民の自由勞

働者化することを憂ふるのである。

更に特殊作物又は副業の奨励には充分の留意を要することを提言したい。農村が其の環境の商工文明の組織化に順應し、経済的に處せんが爲には、其の相手の需要と農村の特性を考慮して種々な特殊副産物を旺んに生産せんとする、假令ば大都市の郊外農村は野菜を栽培する方が遙かに採算的である如きは、其の適切な一例である。養蠶の奨励も養豚、養鶏も皆な此の理に基くの他はなく、南朝鮮に於て在來棉の栽培の行はるのも、唯だ關係が世界的であると云ふ以外に前述の關係とは同一である。然も是等の奨励が無批判的である場合は、往々にして副業の本業化を惹起し易く、稻田變じて桑田となつたり、棉花畑に化したりするものであるが、斯くの如きは全く對外國市場本位に朝鮮の農村を化せしむるか、または内地に對しても極端なる市場化を期することになるものである。吾人は決して嚴乎たる朝鮮の經濟的自足主義を提唱する譯でないが、水田に米を作つて生活した朝鮮の農村を、左様に輕々しく一變して差支へな

いものであるかごうかを危ぶむのである。

産米増殖に伴ふ土地改良事業も、今は單に數量的な企劃に止つては甚だ意味の淺薄なるものと云はなければならぬ。地主も自作農も小作人も未だく、開拓の餘地ある農村をば、丹念に小作農に鋤の先で掘り返す大勇猛心を發念せねばならぬ。そこに至つて朝鮮の農民は、全く覺醒せられたと云ふ可きである。これを目して或者は朝鮮に於ける二宮主義の還元なりと批するかも知れぬが、吾人素より然る意味に於ての二宮主義なりとせば之を賛し、寧ろ新二宮主義を朝鮮農村の更新のために提唱せざるを得ぬ。

舊慣の尊重と其の調査

|| 近代的指導を忘るゝな ||

本年度の總督府豫算に於て、殖産局農務課内に小作制度の慣行調査主任一名を置き全鮮に亙つて小作慣行調査に着手することに決し、最近に其の主務者たる人選も終つた模様である。極めて傳統古く、其の内容が複雑にして地方的にも著しく相違のあることに於て特色とする朝鮮の小作制度の慣行調査が、前記の如き小規模な而も切詰めた經費では、恐らく何年間で完了し得るかは疑問であり、此の點は當該主腦當局者すら『先づ一二年實際にやつてみてからでないと思ふ』と語つて居るのであり、當務者にしては甚だ無責任の如く聞ゆるが、恐らく夫れが實情であらうと思ふ。

吾々は當局が、小作關係の立法を急ぐ爲に其の準備行爲として、前記に着手したこ

後藤新平子が臺灣に民政長官たりし當時、臺灣の文化が全くお話しにならぬ程低劣なるものであり、加ふるに臺灣は戰捷によつて領有に歸した關係上、また當時の時代思潮からしても、臺灣に於ける舊慣調査の必要なるを要求せざりしに拘はらず、後藤子は眞先に岡松博士をして大規模に臺灣に於ける舊慣調査に當らしめ、數年にして悉くこれを完了したるが故に、今日に於ても臺灣統治上に資する所多大なるものがあるが、これは全く後藤子が爲政家として、凡ならざる手腕と明敏なる頭腦を所有して居たことを、立證するに足るのである。臺灣にして尙ほ且つ然り、朝鮮に於ては當然行はる可きそれが行はれずして今日に至つたことは、其間に種々なる事情も介在するにもせよ兎に角、統治の衝に當る者の頭腦の問題であつて、後藤子の如き卓拔なる着眼の人を朝鮮に缺きたることを甚だ遺憾に思はざるを得ぬ。

二千萬民衆の民族集團生活に於ける傳統的慣習の悉くを調査することは、素より容易ならざる大事業には相違ないが各種の方面より必要に應じて、系統的に調査を進め

而も之を綜合し批判検討するの明敏さを持つならば、聽ては其の間に一貫して而も動かす可からざる民族性の共通點を認識するに至るに相違ない、而して其認識に基き諸般の施設が行はるゝならば、民衆の氣分を離れ、人心の歸趨を誤るが如きことなく隨つて所謂『善意の惡政』に墮するが如きことは萬々ないのである。

更に七月十四日に第一回の打合會を開催して以來、隨時調査委員會を開き頻りに審議を急ぎつゝある司法々規改正調査委員會の如きも、當然改正の本旨たるや朝鮮の民俗風習に一致すべきものであるから、古慣の尊重すべきものゝ多々あるに相違ないが委員中に此の點に就て果して幾何程の注意を拂ひつゝあるや、這般第一回委員會の當日、湯淺政務總監が同會の委員長としてなしたる告辭中には、不幸にして此の點に就て片鱗だに述ぶる所なかりしは遺憾に堪へざるのである。また最近問題視されつゝある漁業令の改正等に關しても、舊慣尊重の夫れは可なり大きな構成分子である。そして斯くの如く個々の問題、個々の場合に臨んで、恰も泥棒を捕へてから繩をなぶが如

とを賛成するは勿論、一步進んでは、大に後れ馳せではあるが、朝鮮の舊慣調査の一部分に着手した意味に於ては、其の源流に逆つて別個に重大なる意義を發見せざるを得ない譯である。由來、朝鮮統治は素より戦勝に由つて領有したものでなく、また國際聯盟の協定に基く委任された統治でもなく、獨立した主權者の合意による併合……即ち統治權の合體が行はれたのであつて、統治そのもの道義觀からする時は、朝鮮民族の傳統する文化並に其の形式は、出來得る限り保存享有せしめなければならぬのである、換言すると無理解な同化強制も内地延長主義も可なりに不合理な點が多い譯である。然るに寺内總督の武斷政策時代は素より、文化政策の口に提唱さるゝに至つてより、相當の時日を重ねた今日に於ても、朝鮮民族の傳統する文化の保存又は時代に順應すべく慣習の改善等に果してどれ程の治績があるか、恐らく夫れは極めて鮮少なものであらう。而も其事に努力して尙ほ且つ成らざるならば兎も角、從來の爲政者は、全く此の點に無考慮に近かつたのであるから驚くの他はない。

今日、朝鮮の進歩向上を意味する場合の言葉には、誰しも「内地同様になる……ならぬ」と言ふのを以て寧ろ暗黙の間に標準とするが、眞實にして誤りなき批判からするならば、朝鮮が内地と同様の域に達したりとしても、物質的文明はいざ知らず朝鮮民族が其の傳統する文化の全般をも向上せしめ得たりとは必ずしも斷言出來ぬのであらう。果して然るならば、朝鮮に於ては、社會共同の利益を害せず、平和を紊さざる限りに於て民族として傳統に享有せる制度、慣習乃至生活の形式は保護し、またこれを改善……決して破壊にあらす……して時代に順應せしむる必要があり、それを却つて統治の徳義に適ふものと云はなければならぬ。即ち朝鮮統治なる特別使命を諒解するならば、朝鮮の社會、家庭、個人の間存する慣習の如きは出來得る限り尊重の必要がある。尊重す可きか否かを辨別する爲には、それを徹底的に調査研究の必要がある譯で、茲に於てか舊慣調査なるものは爲政者としての缺く可からざる準備となさざるを得まい。

後藤新平子が臺灣に民政長官たりし當時、臺灣の文化が全くお話しにならぬ程低劣なるものであり、加ふるに臺灣は戰捷によつて領有に歸した關係上、また當時の時代思潮からしても、臺灣に於ける舊慣調査の必要なるを要求せざりしに拘はらず、後藤子は眞先に岡松博士をして大規模に臺灣に於ける舊慣調査に當らしめ、數年にして悉くこれを完了したるが故に、今日に於ても臺灣統治上に資する所多大なるものがあるが、これは全く後藤子が爲政家として、凡ならざる手腕と明敏なる頭腦を所有して居たことを、立證するに足るのである。臺灣にして尙ほ且つ然り、朝鮮に於ては當然行はる可きそれが行はれずして今日に至つたことは、其間に種々なる事情も介在するにもせよ兎に角、統治の衝に當る者の頭腦の問題であつて、後藤子の如き卓拔なる着眼の人を朝鮮に缺きたることを甚だ遺憾に思はざるを得ぬ。

二千萬民衆の民族集團生活に於ける傳統的慣習の悉くを調査することは、素より容易ならざる大事業には相違ないが各種の方面より必要に應じて、系統的に調査を進め

而も之を綜合し批判検討するの明敏さを持つならば、應ては其の間に一貫して而も動かす可からざる民族性の共通點を認識するに至るに相違ない、而して其認識に基き諸般の施設が行はるゝならば、民衆の氣分を離れ、人心の歸趨を誤るが如きことなく隨つて所謂『善意の惡政』に墮するが如きことは萬々ないのである。

更に七月十四日に第一回の打合會を開催して以來、隨時調査委員會を開き頻りに審議を急ぎつゝある司法々規改正調査委員會の如きも、當然改正の本旨たるや朝鮮の民俗風習に一致すべきものであるから、古慣の尊重すべきものゝ多々あるに相違ないが委員中に此の點に就て果して幾何程の注意を拂ひつゝあるや、這般第一回委員會の當日、湯淺政務總監が同會の委員長としてなしたる告辭中には、不幸にして此の點に就て片鱗だに述ぶる所なかりしは遺憾に堪へざるのである。また最近問題視されつゝある漁業令の改正等に關しても、舊慣尊重の夫れは可なり大きな構成分子である。そして斯くの如く個々の問題、個々の場合に臨んで、恰も泥棒を捕へてから繩をなぶが如

き態度に出でず、豫め朝鮮の全般に互り舊慣の全部を系統的に調査し備へ置くことが賢明なる方法であるから、此の際、比較的大規模なる舊慣調査の計劃を樹立して之に準じて各部門を分ち調査の實に就く可きことを提唱したのである。

舊慣調査と稱するや、何となく徴古的な且つ古典的な感念を人に與ふるも、決して机上に於ての古典調べに限らるゝことを許さずして、飽く迄も生活の實情に則す可きものでなければならぬ。例を二三の實例に就て述ぶるならば、先づ灌漑事業に就ては堰堤汎、地方農村金融に關するものに就ては各種の契並に郷約の如きは蓋し舊慣の調査すべき代表物たるを失はぬ。今日朝鮮に於ける土地改良事業は、大規模なる水利組合を組織することを以て其の根幹とし、個人企業の開拓、灌漑改良を従とするかの如く略ぼ決し、殆ど是等に就て力を傾注し盡せるの觀ありて、一も水利組合、二も水利組合と稱しつゝあり、而も水利組合組織は或一定区域内に於ての大地主の利便を先に考慮するが故に、中以下の地主の利便乃至氣分は殆ど考慮の圏外に置れて居る狀況

であるが、現在の如き過渡期に於ては已むを得ぬ傾向であり、また前述の傾向を強ふるも直ちに甚大なる影響を顯著ならしめぬかも知れぬが、將來に對して重大なる禍根を他日に貽すことは争はれぬ事實である。然も朝鮮に於て小地主の利便に基きたる傳統的の灌漑設備が、絶無なりしやと尋ぬるに、堤堰及汎の如き極めて簡易にして而も或る特定の單時日に、一年の降雨量の四分の一乃至三分の一もの雨量を有し、他の長時日に旱天續きの多き朝鮮の自然環境に徴してふさはしき施設たるを失はず、また其の築設修理に經費の多額を要せずして、各個の負擔の軽減なる點よりして、經濟程度の低調なる朝鮮の民度にも順應せるものと云はざるを得ぬ、斯くの如く朝鮮の自然及民度に適したるものであるから新羅、百濟、高麗の各王朝を経て、李朝の成宗の頃（約四百五十年前）までは漸次に整備發達し來つたが、中宗の代から以後四百年の間は一般秕政に伴ふて、漸次荒廢に歸した。然も尙最近にまで殘存せるものは堤堰六千三百餘、汎二萬七百を算し、其の半ばまでは完全に灌漑の目的を果して居つたのである。こ

れ等の堤堰沢中には補助を受けて修築せるものゝと然らざるものがあるが兩者を通じての灌漑成績は、蒙利面積實に二十九萬九百五十餘町歩に達し、全鮮の水利灌漑の便ある耕地全面積四十萬町歩に對して約四分の三弱を占め、水利組合及個人經營の水利灌漑の蒙利面積約十萬町歩に較ぶれば、また三倍弱に當つて居て、如何に傳統古く、其の利用普及が廣汎に互るかを知らることが出来る。

斯くの如くに農村民衆本位の堤堰及沢に對して現今の當局は如何なる態度を執りつゝあるやと云ふに、總督始政以後大正七年までは、蒙利者に契を組織せしめて堤堰及沢の修築に當らしめ、これに國庫が補助を交付せるもの八十二萬六千餘圓に達し、其の數千九百三十七ヶ所、灌漑蒙利面積約五萬四百町歩に達したが、大正八年に補助費整理の結果、其の補助を地方費に移し總督本府としては、全然これを顧みぬに至つたことは、勸業行政上の治績を比較論議する立場よりしても相當に議論の餘地ある所であるが、根本に遡れば爲政者が貴重なる舊慣の尊重すべきを忘れたる點を指摘せざるを

得ぬ。吾人等素より堤堰及沢の舊慣の悉くを今日に於て復活せしめよと説く者ではないが、先づ小地主の多く分在する地點にして水利關係のこれに適應するものあるならば、契を組織し維持管理に當らしむる制度の樹立、これに小規模の揚水機を設備せしむる爲の補助の方法等を講ずるが至當且つ適切なるを信するのである。蓋し中以下の小地主間に集中主義の水利組合怨嗟の聲ある真情を察知するならば、之が對應緩和の方策としても、前記の如き舊慣の近代的指導は絶対に必要となさざるを得ぬのである。

教育問題への聰明なる考慮

|| 學校教育萬能を排す ||

第四會全鮮公職者大會(六月三、四日)に於て附議された事項は、三十一項目に達し殆ど朝鮮統治策の全般に亙つて居たが、就中教育に關する事項の著しく多かつたことは注意に値する。即ち三十一項目中教育關係の事項は

- 一、學校の名稱統一に關する件(京畿評議員、京城學組提出)
- 二、朝鮮人中等學校増設要望の件(群山學評提出)
- 三、中等程度の學校を道地方費の經營に移管要望の件(仁川學組提出)
- 七、朝鮮にも義務教育實施要望の件(京城學評、大邱學評提出)
- 八、一面一校主義の實現要望の件(釜山學組提出)
- 一六、高等師範學校設立要望の件(大邱學評提出)

一七、實業學校及實業補習學校増設要望の件(京城學評、大邱學評、清津學評提出)
一八、學校教員の任免更迭に付豫め當該管理者の意見を徴することを要望の件(清津學評提出)

二八、各道に於ける郷校財産を學校費に編入し其の收入を職業教育費に充當する件
(大邱學評提出)

二九、教育費に對する國庫及道の補助金増額方要望の件(京城學組、仁川學組提出)

三〇、中等學校維持經營に對し確實なる財源を地方に移讓要望の件(京畿道評議提出)

の十一項に達して居る。斯くの如く他の夫れに比して、教育問題に關する提出議案の多き理由は、該會議の出席者百五十九名中に學校組會議員三十七名、學校評議員二十三名の教育關係公職者は合計七十名に達し、實に全員の約二分の一に當つて居る關係も勿論あるが、公職者と稱する或種の社會階級に屬する者之間に、教育問題がより以

上に重大視されつゝあることを決して看過出來ぬのである。然もこの傾向は内鮮人の民族的差別を超越して、一樣に共鳴しつゝある事實であることは更に重要視しなければならぬのである。

提議案の全部を通じて個々に検討する時は、相當に論議の餘地を認めらるゝやうであるが、問題の個々に就て部分的な論評を下すよりも、朝鮮の現狀に於て何故かくも教育問題を重視する傾向が顯著なるや、其の傾向の原流に遡つて研究することが遙かに文明的意義を認め得るに相違ない。前記の條項を通じて結論を綜合するならば、要するに『學校をより以上に増置せよ』乃至は『學校の經營をより以上に容易ならしめよ』と云ふ二點に歸着するのであつて、參教權を國民として兩民族の全體に分配することが最も必要である。低級の品性と新識を有する人を、國土内に可及的に尠なくしてはならんと稱する制度、習慣を全員の意思によつて、向上促進さする當然性からして、前記要望の歸決點は概括的に肯定さるべきものに相違ない。換言するならば、教

育そのもの、本質を否定する暴論の提唱者でない限りは、當然懷抱さる可き意思に相違ないのである。また施設、制度、習慣のいづれの點よりしても、夫れを内地に對照して見劣りのする朝鮮に於ては尙ほさら無理のない註文でもある。けれども學校教育は教育そのもの、全部でなく、その一部であり教育の全部又は過半を期待することは大なる間違であることを豫め承知して置かなければならぬ。即ち學校は教育及び研究の目的から判斷して飽くまでも次位的方法であることを認識して後に、前記の要望は實現に努力するのが正當であらう。或は學校教育の必然的短所を補ふ可き最善の方法を講ずることに常に注意を怠らぬやうにして初めて、學校教育の効果を適確にし得るものである。要するに朝鮮に在住する者とは限らず、一般に現代人は學校の教育的効果を餘りに過信して居る傾きがあつて、學校に行かなければ人は無學の筈のものと斷定し勝である。更に説明を加ふるならば學校そのもの、特殊性を閑却し易く、制度の整頓と云ふやうなことに心惹かれ勝である。子弟の天分を考慮することなく中學から

高等學校、高等學校から大學へと單に制度上から上級高等の學校へ這入りさへするならば、教育の目的は達成したかの如く心得て居るのであるから、外見的に教育制度の不備不統一とか數的に學校の尠いことが無情に或る種の物足りなさを社會人に覺へさせ勝ちであるが、前記の「學校の數を増加せよ」と稱する要望が、萬一にも其の種のものであるとするならば、先づ其の誤謬認識から更新してかゝらなければ本當とは言ひ得ない。

朝鮮人中等學校(即ち現制度上の高等普通學校)増設要望の如きも、單に校數の過不足からしても當然過ぎる要望に相違なからうが、小にしては鮮人子弟の個性完成の點より、更に大にしては民族として鮮人の文化本質を向上促進せしむる點からも、現在の高等普通學校を以て足れりとする事が出来る乎、即ち生徒の中心興味は、高等程度の學校への入學試験に合格するにあつて、總ての標準が入學試験準備勉強の機械的學習に墮し、潑刺たる生命に満ちた青春期の五ヶ年間を、創意を啓發する機會なくして

過ぎさなければならぬやうな内地の中學校制を無條件踏襲した朝鮮の高等普通學校にも、多々改善の餘地を發見し得る筈である。今の儘の創意に乏しい高等普通學校を、無批判に増置するならば早晚來る可き現象は高等への學校の入學難、聽て低級なる徒食遊民を更に激増せしむることである。高等普通學校が公私立を通じて著しく盟休騒ぎの多い現象の如きも、單に民族的反抗心理の幼稚なる發露なりとする皮相な觀察に満足出來ず、寧ろ該制度そのものが生徒の青春期を枯渴せしめ、餘りに強制的條件が整ひ過ぎて居る爲に、學習の興味を索然たらしめ、遂にはこれを通り越して反抗心を摘發し易い爲に、遂に盟休騒ぎの原流を發するものと看るのが妥當である。

吾人は朝鮮民族の質に對する最善なる感覺を養成する機關として高等普通學校の學校教育を肯定したのである。人としての天才に乏しきことが朝鮮の深憂すべき點である、天才保護の意味に於て、もつと聰明な、より以上に親切な考慮と批判に努めなければならぬと力説するものである。

高等普通學校一覽表 (大正十五年六月末現在)

高等普通學校	校數		學級數	教員數	生徒數	經費
	公立	私立				
高等普通學校	15	9	302	143	6,050	1,500,330圓
女子高等學校	3	3	49	19	855	19,636圓
女子普通學校	3	3	49	19	855	19,636圓
女子高等學校	3	3	49	19	855	19,636圓
女子普通學校	3	3	49	19	855	19,636圓

朝鮮思想界管見

|| 私學の官學拮抗が急務 ||

朝鮮の思想界が前途如何と云ふ問題は、可なりに興味ある事柄でもあり、また随分至難なことだと思ふ。恐らく思想の善導と稱する如きことは不可能なこととして、思想の趨勢を洞察する明敏と聰明さは、朝鮮統治の使命の上に立脚して、今後の民族運動乃至は國際戦線の上に共同動作に出でなければならぬ吾人等は當然に持たなければなるまい。

×

従來の多くの者が、直ちに朝鮮民族の前に立つ時は無條件に優越觀を先入主としてしまつて、所謂「鮮人の思想善導云々」の看板を誰れもが掲げて得々として居た。また甚だしき者に至つては、其の看板を内地人間に押賣りすることを以て喰物にする者

もあつたが、自己の自らが思想の善導を眞先に必要とし、また思想と稱す可き何物をも持合せない様な心的にブアーな連中が、鮮人の前に立つ時だけ思想善導を渡世の看板にし得るとは妙な話しであつて、こうした矛盾が先づ鮮人諸君の反感を招致した有力なるショックであらうと思ふ。

善導は抽象的に解釋して結構であるが、斯くの如き潜越千萬な連中に向つて反問したいのは、鮮人の思想を果して那邊に導かんと欲するのであるか、目標を指示せず、標準の判然せぬ思想善導では、恰も決勝點のないランニングの如きもので全く意義を成さぬではないか。

X

更に多少なりとも優つた者に於ては、先づ善導せんとする目標を持つては居るが、或者は「忠信愛國」と稱し、或者は「皇國主義」と言ひ、また「皇室中心主義」を以てしたりして全く多種多様、殆ど吾人等でも去就に迷はざるを得ない程であるから、

鮮人諸子が其の取捨、去就に迷ふのは當然である。

かうした各個人思ひ／＼の思想善導が果して如何程の効果を擧げ得るかは素より頗る疑問とせざるを得ないが、根本的に考察するならば内地人に説き勸めると同様な題目を以てして、果して民族心性の異なる鮮人の思想にどれ程の反應を呈するものであるか大に疑はざるを得ない、更にまたそれが合理的であるかどうかに就て反省したことがあつたや否やを、彼等に追求しなければならぬ。

X

また一面の考察論からすると、日本人は往々にして思想の善導云々に就ては、新思想に對する反對的な舊思想に強く執着を持ち、或はこれを強調することであるかの如くに盲目的に考へて居る者もあるが、萬一にもこうした意味を多少なりとも含む思想善導的態度を以て進んだならば、尠くも朝鮮民族に對する夫れは徒らに反感の熾烈なるものを招致するだけで、勞して効なきものであらう。

何故であるかと云ふに、朝鮮に於て新教育を受けた青年子弟が、新しき思想に對する執着力、憧憬と愛着心は到底内地人の青年子弟の夫れとは比較すべからざる程に強烈であるから、眞向からこれに反抗的思想を強制するが如き態度に出づるならば、其の結果に於ては強ひて彼等にも挑戦するが如きものがあるに相違なく、善導どころか正しく激化である。

×

相手の心持を知る、と云ふ一般的な必要からしても、先づ朝鮮人の民族的思想の流れを知ることが、朝鮮民族の思想問題を云爲する最大なる前提とならなければなるまい。然もこの事たるや、言易く行ひ難いには相違ないが、行ひ難きが故に放任することとは絶対に容されぬのであつて、朝鮮思想問題の第一義である。併し乍ら朝鮮民族の思想理解は、單に古文書を漁り學究的な机上研究を以てして足れる譯のものでなく、本當に朝鮮人の生活に喰入つて彼等の心性を究むる程の體驗的效果に期待して初めて

成し得るものであつて、眞なる意味の思想研究家を必要とし、夫れにはどうしても熱心にして實際的な鮮民族の社會研究家が各方面に擡頭しなくては駄目だ。

内地人から朝鮮人並に其の實社會に對して、賀川豊彦と云つたタイプの人物が輩出しなければならぬ。

×

京城大學は、内鮮人共學の最高教育機關ではあるが、聽て朝鮮人の思想界に先驅する時代が来るかも知れぬ。また其の時代の出來得る限り早くなければ、折角京城大學を拵へた意義は爲さぬのである。随つて吾人は此の意味に於ても、京城大學の將來に就て相當に注目したいと思つて居るが、京城大學が官立であるだけに所謂「官學閥」の妙な意味で反觀視され易いことも豫め知つて置く必要がある。

そこに至ると、單に學校として許りでなく、思想的にも城大に對抗する私立大學……必ずしも大學でなくとも有力なる學校であるならば構はぬ……の出來ることの

方が、對立拮抗し得る思想の起り來ることが早く且つ力あるものなるかも知れぬ。

恰も内地に於て帝大に對して慶應、早稻田の二大私立學校は官學對私立學校として對立許りでなく、兩者の間に拮抗した思想は、或る時代に於ける日本の思想を先驅し、思想界が系統分野の顯著なるものをなしたことが、其の好適例である。

X

また或る觀方に於ては、朝鮮人は内地人の如く思想的に單純であり得ない、浮和雷同性が強い反面には、反抗性が強く他人が甲なる説を樹つれば、直ちに乙なる説をなして、之れと相争はんとする氣勢が可なりに顯著であるから、思想の統一的指導などは夢々之れを敢へてすべきでなく、或思想に對す可く別個の思想を助長按配することに注意を怠つてならぬ。先づ思想の對立性とも稱して置くが、其の對立性は極めて顯著であるから、今後の思想界に處するに法意すべき點である。

國境警備論提唱の變遷

|| 師團移轉論の肯定點 ||

陸接國境に對しては、我國民は全く無經驗の國民であつたと言ひ得る。然るに日露戰役後に樺太の北緯五十度以南を領有することゝなつて、始めて國境なる實際觀を経験することが出來たのであるが、樺太の場合は北緯五十度以北が國土と稱す可く餘りに未開であるが爲に、國境問題に關聯する種々なる紛議が全くなく、隨つて眞の意味に於ける國民の國境感念を刺戟し、覺醒せしむるに至つたのは朝鮮の併合以來のことである。換言すれば朝鮮と滿洲の國境に關する總ての事件によつて、初めて國境問題の重大にして等閑に附し去る可からざることを認識痛感するに至つたのである。

鮮滿の國境………鴨綠江と豆滿江の流域延長は、一口に言へば極めて簡短なる「鮮滿國境」で盡きるが、蜒々實に三百五十餘里に互り之れに鐵道を布敷するとせば、下

關より山陽本線を経て神戸に至り、更に東海本線によつて、京阪を經東京に達したる上に茨城縣の黒磯驛に至るまでの鐵路延長を以てする程に長き區域に亙つて居る。加ふるに隣國の状態如何と言ふに、對岸滿洲に於ては例の如く治安の維持さるゝなく、匪賊の出沒常に限りなきものがあるから、一層に國境の紛議を煩雜ならしめて居るのである。而も大正八年の萬歲騷擾以後の數年間に亙る鮮内の人心動搖に際して、其の禍根の大半がこの國境に絡んで惹起されたが故に、それ以後は國境對策は朝鮮統治の重大なる部分として議論の中心たる觀を呈したのである。

現在の國境問題を、嚴密に論議せんとすれば、どうしても外的には對支外交の一部に由つて滿洲側の諒解を必要とし、其の軍隊乃至警察力の發動に俟たなければならぬ。内的には國家統治の大局から見て大策を樹立すべき主觀的考究を必要とする。地理上の狀勢に隨つて研究するとせば西部國境と、間島なる特殊地帯を控へて居る東北部國境とは、觀察を異にすべきものであるかも知れぬ。

沿革的に記述すれば、大正八年の制度改正直後の初代警務局長たりし赤池濃氏時代に、全般の警察制度を憲兵より普通警官に轉換することに專念とし、爲に國境附近に於ける警備も軍隊主警察従から反對に警察主軍隊従に轉換されたことも勿論である。其の後更に陸軍側の軍縮の方針は幾分なりとも國境警備策に影響を與へたのである。今日の國境は素より不穩と種すべきでなく、而も警戒を怠ることは亦不可能であるから、所在の警察官は四六時中緊張し切つた氣分で任務に就く必要ある許りでなく、彼等の妻女までが婦人の身を以て短銃を肌身から離すことが出來ぬと云ふ有様であるが、斯くの如き緊張せる氣分は事實上からして恒久的に期待することは不可能である。斷片的にあり得るとしても、永續的に不可能なる人心の緊張を以て永久に存續すべき國境に當らなければならぬことは、國境問題として討議の必要ある根本點である。此の意味からしても警官警備方針には大に改善する可き分子が多い譯であると斷定し得る譯である。一方、對外關係よりしては支那の現状からして滿洲の治安が、容

易に期し得られぬものとするれば尙更、茲に新らしき威力を設定して安心の出来るやうな方法を講じなければならぬ。そこで種々の議論が擡頭し、或者は屯田兵制度の採用を論じ、或者は國境道路乃至鐵道網の完成を提唱して今日に及んだが、未だ其の議論に相當の潜勢力を有するのは師團の國境移轉論であらうと思ふ。

國境への師團移轉論が、假りに理想通りに實現したとしても、現在の警官警備を全然撤廢することは勿論出来ないが、尠くも人事を超越したる極度の緊張を永續的にする不可能を強ふる必要はなくなり得るに相違なく、前述の論たるや決して軍備の擴張を意味するものでなく、現在の兵力兵備に遣り繰りをつけて、所謂師團の移轉を敢行することに足りるから、財政的理由も根據も相當に深いものである。また支那の如き不秩序極まる隣接國に對しては、武力の偉勢が最も効果あるに相違なく、決して之を活動せしめて其の効力を發揮せしめよと説くものでもなく、單に師團の存在することだけで對岸に於て發生する國境の秩序を破る可き禍因を未然に防止することは出来る

に相違ない。要するに軍備の必要は之を發動せしめた時の効果に許り限られたものではなく、第三者に與ふる感覺に於て非常にデリケートな或る種の力を認めさせ、其の力が人心に作用して秩序の維持を保たしむることになるのであるから、治安維持の點に於て殆ど比較にならぬ程、安靜平穩な内地邊りに多くの師團を有することは、いさゝか實を死藏するに等しいものであるから、陸軍當局は國境問題の大局觀からして其の實現に努力すべきであるのは勿論、直接朝鮮統治の任に在る朝鮮總督府當局は、軍事當局をして一刻も早くそこに到達せしむ可く刺戟する所がなくてはなるまい。

吾人の此の論は、決して軍閥者流の徒らなる侵略主義觀から出發して居るものではないことを特に附言して置く。

漁業權整理論と其必要

|| 漁業組合への分配の急 ||

明治四十二年以降大正十四年末迄に至る漁業處分件数は、免許漁業出願三萬二千四百三十五件中、免許件數一萬三千四百三十一件、許可漁業出願九萬六千百一十一件、許可件數八萬七千七百四十四件、届出漁業十三萬三千十三件に達して居る。大正十四年末に前記の免許、許可、届出の三種を通じて漁業權の數は二萬六千四百四十九件に達し、これを沿岸里數の四、三九五里に割當て尙ほ幾多の餘地あるものと推定し得るのであるが、朝鮮に於て最も留意すべき點は漁業權の所有者の分布が均衡を得ずして一部の特殊階級に多く偏在すること、加ふるに夫等の漁業權者必ずしも漁業經營者にあらずして、實際の經營者は他人の漁業權の貸附を受けつゝある者が多いのにある。更に現行の漁業令に於て漁業權の主なる部分を占むるものは免許に屬し而もこれを物權

として取扱ひ居らざる關係上、種々なる不便と不合理を生じ易く、爲めにこれが改善の叫ばれつゝあるは當然のことである。

漁業權に關する諸般の處分取扱に對する改善論は、極めて多種多様であるが、其の究極する所よりすれば、金融上に於ける安定を得せしめんとする趣旨に基くものと、漁業權の分布分配に就ての考慮よりするものと二つに區分することが出来る。金融上の確實性を増大せしむる爲めの改善論は、素より漁業資金の缺乏せる朝鮮水産界の現狀よりして、等閑に附し去り得ない重大問題には相違ないが、漁業權の分布分配論よりする改善策に至つては、單に水産漁業界のみの問題にあらずして、遂には一般社會の階調を失すると否との重大なる安危に關するものであるから、特に細心の注意を茲に留むる必要がある譯である。

先づ第一に大正十四年末の漁業權總數二萬六千四百四十九件を所有者の内鮮人別に由れば、内地人三千七百五件、鮮人二萬二千七百十八件、内鮮人共同二十六件である。

から大體に於て、漁業權が内地人により多く偏したりと云ふことは出来ぬ。而もこの内鮮人間の分布狀況の概觀的に失當ならざること、漁業權の種別に於ても同様である。即ち

	内地人	朝鮮人	共同
免許漁業	一二〇件	五九五件	二六件
許可漁業	二、七五四件	六、五〇九件	—
届出漁業	八三一件	一五、六一七件	—
合計	三、七〇五件	二二、七一八件	二六件

に由つても分明である。而して此の統計の示す所は勿論、表面上の漁業權者の内鮮人別によつて定められたるもので、其の漁業權が運用の内容に立入つて内鮮別の分布關係を辿つて研究したものでない。然も内地人の漁業權者が之を朝鮮人の經營に屬するものは絶無なるに較べ、朝鮮人の漁業權者の多くは之を他人……主として内地人の

資本家乃至漁業家に貸付經營せしめつゝあるから、表面權利者として鮮人に多くこれを有すると雖も、實際に且つ有力なる漁業權の經營者には統計の示す所以上に内地人が多く介在するのは事實である。更に一人の有する漁業權の平均數は其の關係統計が不明であるから直ちに斷言出來ぬが、兎も角、或る特定の階級には過多と稱す可きまでに漁業權が集中し、反對により大衆の者には漁業權の分布が淺薄であるのは事實である。

斯くの如き漁業權の分布に均衡を失せざらしむる爲に就ての當局の對策としては、漁業權者の間に單なる賣買に禁止し權利の移動得喪の悉くに認可を要することゝしてあるのみならず、金融上の確實性を帶ばしむる爲に、一度權利の發生後に於ける移動得喪には單なる届出を以て足ることにせよと主張する有力なる輿論あるにも拘はらず依然として認可主義を把持し居る所以のものは、土地兼併の弊の夫れの如くに漁業權兼併の弊に陥らんとすることを充分に戒めたる結果に他ならぬ、併し乍ら權利として

の賣買を禁止することを以て、漁業權の分布均衡を失し所謂兼併の弊に陥ることを防止せんとすることは、一を知つて二を知らざる憾みなきでない。即ち貸附が永久に自由且つ可能なる今日（勿論、制度の上に幾分の制限あるも或る意味に於て拘束力を發揮して居ない）に於ては、漁業權そのものに移動なしと雖もこれを行使する利益、即ち漁場經營の収益を一部の者に集中壟斷すること易々たるのであるから、今後に於ては直營すると否とを以て漁業權者の權利並に利益の上に大きな相違あらしむる様に改訂の必要がある譯である。即ち直營する意識なき者への漁業權は一切不免許主義を標榜することが第一義である。また直營の意識あり經驗ある者であるならば、如何なる個人と雖も差支へないかと反問されるれば、此の點に於ても相當の制限を必要とするのである。即ち或る特定の場合を除いては、一個人一會社の經營する漁業權の數を限定すべきである。無制限に一個人乃至一會社に漁場の經營を許すことは、利益の壟斷は勿論、廣き範圍に漁場を分在するが爲に他の地元漁民の地域をみだりに侵すことにも

なるから、此の點にも充分戒心の必要があるのである。

前記の直營主義、個人乃至會社の經營漁場數の制限を以て漁業權整理の意志に副ひ其の目的を達し得るものでは斷じてなく、一步進んで正當に漁業權の分布を期せんとするならば、どうしても漁業組合をして漁業權の所有並に經營の主體とする方針を樹立しこれを敢行しなければなるまいと思ふ。此の點に就ては勿論當局と雖も全然無考慮の譯ではなく、漁業組合の設立に就ては理事者に對する給與の補助を組合設立後三ヶ年間支給する方針を執つて、其の設立獎勵に努め、且つまた漁業組合には出來得る限り第四種漁業權を下附して組合の収益を圖らしめては居るが、こは單に財政的に貧弱なる漁業組合の發達を助成する爲めの間接的な効果を期するに止り、況はんや漁業權の正當なる分布を目的とする爲めのもでもなく、且つ現在漁業組合の所有經營する漁業權は、極めて收利の薄弱なるもので、一般人が所謂利權として尊重する他の免許漁業權とは到底比較し得可くもないのであるから、漁業組合をして漁業權の所有者

並に經營者たらしむる顯著なる具體的方策は、識者が更に一段の考慮と研究を要するものである。既に朝鮮の漁業界に於ては漁業權國有論が提唱され、特殊の個人並に漁業組合は單に權利の行使者として經營の任に當り、一定の使用料を國家が徴收するが最も妥當適切なりと唱へられつゝあり。吾人も其の論旨の一部に肯定す可きものを認め得るが、餘りに急激なる變革を伴ふので之れが實施に就て躊躇される譯である。而も漁業權の兼併の弊害が漸次に顯著ならんとして居る現状よりして、正當なる漁業權の分布、分配、整理の問題に就ては痛快なる提唱であり、且つ或る種の理想標準を示したものと云はざるを得ない。

漁業權の整理は、將來の水産界を達觀して絶対に必要なることは勿論であるが、今日これを遂行すべく可なりの困難を伴ふことも豫め覺悟しなければならぬ。然し其の困難におびへ躊躇して荏苒遷延せしめんか、一日遅るれば一日だけ實現により多くの困難を生ずることを知らなければならぬ。

朝鮮鐵道直營の裏面觀

|| 腹藝を試みし齋藤總督 ||

朝鮮鐵道の直營問題は、下岡總監の在任期に於て實現されたが、これを目して直に其の全部を下岡總監の治績とするは早計である。何となれば滿鐵に委任せる朝鮮鐵道の還元は決して下岡總監の創意に許り基くものではなく、下岡總監としては寧ろ既定の献立に基いて、調味や配膳の勞を執つた譯である。然し乍ら既定の献立に由つて調味と配膳の勞をとることは、必ずしも易々たることでなく並々ならぬ辛苦を要したるには相違なく、料理人としての工夫は或は必要なかりしにもせよ、庖丁をとる腕前……腕前と云ふよりも一種の肚を有した點に於ては、下岡總監の治績の一つとしても決して輕きものではない。

水野總監は即ち直營の献立を作り乍ら、献立通りに膳拵へする決意を缺ぎ、有吉總

監はまた献立を示され乍ら、膳拵へに躊躇し、其の機を捉へることを敢てしなかつた譯である。

×

由來、朝鮮鐵道の直營論は、既に大正八年の制度改正直後に於て新來種系官人の乗込みと同時に擡頭せるものであつて、其の大體方針の確立するや時の鐵道部長和田一郎氏（現商銀頭取）等の手に由つて具體的計畫の内容は整備され、何時でも實行着手に差支へなき程度の研究と準備は出來て居たのである。然も時の水野總監は其の實行に就て頗る躊躇したのは、果して如何なる理由なるか、其の邊の考察には亦格別の興趣を覺へざるを得ないものがある。

時は恰も原内閣の政友會全盛の時代であり、滿鐵に對しても政友會の爲に積極的好意を表示せるの餘りに、幾多の政治的問題を惹起せる中西氏を副社長に据へ、社長を無視する程に縦横の手腕を發揮せしめたのである。然も此の政友會内閣とは水魚の交

りある滿鐵が、朝鮮鐵道の委任經營に甘んぜず一步進んで朝鮮全部の鐵道をば、全然自己の手に收めんとする意肚を藏して、内閣方面に種々の當りをつけつゝあつたので、明敏なる水野總監は總督府の直營論を携へて政府に接觸するも却つて効なき而已ならず、懸て政府と正面衝突の避く可からざるを知つて、交渉開始に躊躇し、所謂日和見的態度を持したと觀察せざるを得ないのである。

×

即ち滿鐵は大正八年末より同九年の中程に互つて頗る資金難に陥りつゝあつて、重役幹部は之が對應策に苦慮したが、第一に外債を募集するか然らずんば第二策として増資するか、二者何れかを選ばずんば社業上に重大な影響あるものとして、各方面に奔走したが、第一策の外債募集は極めて困難であるから第二段の策たる増資の決行より他に方策なしと決し、而も其の増資の前提として朝鮮鐵道の買収を目論見た譯で、寧ろ滿鐵としては窮餘の一策であつたに相違なく、また窮餘の一策なるが故に其の目